桂林学叢　第11号（昭57.10）

宗祖一代における折伏について

株橋日涌

序論……一
本論……三
一、折伏の面より観る一代区分……三
二、第一期　開宗より安国論呈上まで……五
三、第二期　松葉ケ谷遭難より寺泊滞在まで……一一
四、第三期　佐渡流謫中……二六
五、第四期　身延隠栖中……四六
結論……五六

序論

一般に宗祖日蓮聖人の折伏といへば、単に念仏無間乃至律国賊、諸宗無得道・法華独一成仏等といって、自宗以外の余宗を総じて非難攻撃する極めて排他的・自高的な弘通方法であると解されているが、宗祖の折伏はそのような簡単

なものではない。この一般的な見解は宗祖折伏の一面のみを観る外相的偏見で、宗祖折伏の全面的な而も内証的観察ではない。宗祖の開宗以後一代における折伏を全面的に通観し、またその内証的信仰の面を窺うとき、始めて宗祖の法華経的折伏の真意を知ることができるのである。

さて滅後三時における弘教の方軌について一般的考え方として、正像二時は摂受、末法は折伏となし、正像四依の人師たる迦葉・阿難、竜樹・天親、天台・伝教等の諸師は摂受の化儀を以て、それぞれ小乗・権教・迹門等の諸教を弘め、末法の導師たるわが宗祖大士は折伏の化儀を以て本門仏法を弘通せられたとする。しかし天台大師は

夫仏説両説。一摂、二折。如安楽行品不称長短是摂義。大経執持刀杖乃至斬首是折義。雖与奪殊途俱令利益。（止一〇三五ウ）

といい、宗祖も

凡そ仏法を修行せん者は摂折二門を可知也。一切の経論不出此二也。（主三八三縮九七〇）

と示されている。此の如く仏法弘通には必ず摂受・折伏の二儀を用うべきである。ただ滅後弘教の時代によって表裏・傍正があり、正像は摂受を表（正意）折伏を裏（傍意）とし、末法は折伏を正意（表）摂受を傍意（裏）とすべきである。されば開目鈔（主八九縮八二一）に

末法に摂受・折伏あるべし。所謂悪国・破法の両国あるべきゆへなり。日本国当世は悪国か破法の国かとしるべし。

と説かれている。しかしこの開目鈔は宗祖の流人として佐渡塚原の謫居に在っての撰述であるから、同鈔所述の折伏は内容上佐前のそれよりも進展している。故にその心構えを以て拝見しなければならない。佐渡における折伏の段階に至るまでの過程として宗祖は如何なる弘経の方軌を辿って来られたのかを知らなければならない。

日隆聖人は折伏に化儀と化法との二義を論ぜられている（諸書に縷説）が、宗祖の折伏をこの化儀・化法の二面より観な

ければその全貌を知ることはできない。折伏を化儀・化法の両面より観るということは、
一に宗祖は経説に随順して如何ように謗法呵責（折伏）を実践せられたか。
二に折伏弘通によって必ず法難に遭うが、その法難忍受によって如何なる心境に住せられたか。
三にその心境の推移によって如何ように信仰が深化したか。
四に信仰の深化によって如何なる仏法が護持せられたか。
五にその護持の仏法によって如何なる仏法が破斥せられたか。
等を観ることにおいて宗祖一代の折伏を論じなければならない。

本　論

一、折伏の面より観る一代区分

凡そ宗祖一代の弘経において一般に佐前・佐渡・身延と序正流通の三期に区分することを常としている。今この三期を宗祖の如説修行という化儀の面より観るとき、先づ身延入山以前と身延在山との二期に分つべきである。即ち日隆聖人が

日蓮大士の御修行は三蔵の菩薩の如く、自未得度先度化の弘経利物なり、身延山已前は益他の折伏なり。山居は自行の摂受なり。（隆全一一三二六）

といい、また

建長五年より二十余年は折伏利生なり。身延山九箇年の隠居山谷は折伏が家の摂受なり。（隆全八二三一）

宗祖一代における折伏について

といはれる如く、佐前・佐渡は益他本意の修行、身延山居は自行本意の修行で、従って佐前・佐渡は折伏正意（摂受傍意）、身延山居は摂受正意（折伏傍意）というべきである。これを更に折伏弘通という面より観て佐前期を二分し、宗祖一期の化道を四期とすることが妥当であろう。

第一期　建長五年四月二十八日（三二歳）の唱題開宗より、文応元年七月十六日（三九歳）の「立正安国論」呈上まで。

此の期における折伏は主として涅槃経に拠るもので、自ら積極的に折伏を行ずるものでなく、幕府に対して謗法の邪教たる法然の念仏宗を禁断せよと諫暁する消極的な依他的折伏である。

第二期　安国論呈上後の松葉ケ谷焼撃（文応元、八、二七）より伊豆流罪（弘長元、五、一二―同三、二、二二、四〇歳―四二歳）・小松原法難（文永元、一一、一一、四二歳）を経て、佐渡入島直前の寺泊滞在（文永八、一〇、末、五〇歳）まで。

前期は涅槃経中心の折伏で、自ら折伏を行ずるのでなくて他をして折伏を行ぜしめるという依他的折伏であったが、此の期に入るや涅槃経より法華経に移り、自ら「法華経の行者」として法華経迹門流通分たる勧持品二十行偈所載の三類の怨嫉を忍受しつつ弘経するという自発的折伏である。

第三期　佐渡在島中（文永八、一一、一―同一一、四、？、五〇歳―五三歳）。

前期は迹門流通分の勧持品色読の折伏が主で、外に出でて法華経を弘通するという対外的折伏であったが、此の期は迹門の勧持品より本門流通の不軽品に移り、主として軽毀四衆の迫害を忍受しながら弘経せる不軽菩薩を手本として、本化応生の自覚に立って折伏を実践せられたのである。佐渡に在る宗祖は流謫中なれば外に出でて広く弘経するを得ず専ら自己内省の懺悔滅罪の法華身読の修行である。従来の擯出・流罪・死罪等の値難を顧みて自己宿世の謗法罪を認識し、この宿罪を消滅せんがためには如何なる大難をも忍受すべきであるという自覚に達したので

ある。これ他の謗法を呵責するよりも自己の謗法を呵責するという対自的折伏である。

第四期　身延隠栖中（文永一一、五、一七以後五三歳―六一歳）。

従来の益他本意の折伏を止めて専ら自行的摂受行に励まれたのである。しかし全然折伏的行為を止息してしまったわけではなく、自ら撰述をなして諸宗の謗法を指摘筆誅し、また門弟たちにも忍難弘経の折伏を行ずべきことを勧進せられたのである。仍て此の期のみを見れば摂受中の折伏というべきも、むしろ正像は摂受正意、末法は折伏正意という弘教通軌よりすれば、折伏が家の摂受というべきであろう。

二、第一期　開宗より安国論呈上まで

此の期において折伏の点より見るべき著作は、「一代聖教大意」・「守護国家論」・「災難対治鈔」・「立正安国論」等である。

「一代聖教大意」（正嘉二、二、一四三七歳）

本書はその題名の如く宗祖の仏教概論ともいうべきもので、天台の四教五時の範疇を以て一代仏教を概観し、五時中の第五時法華経を以て一代仏教中の最勝とする。その法華経の所詮の理たるや十界互具・一念三千（理具一念三千）であるとする。而して法華経に待絶二妙あることを論じているが、相待妙の辺を擱いて絶待妙の意のみを説き、その絶待開会に能開・所開あって法華経は能開であるとして、経中より諸種の開会の箇所を挙げている。この絶待開会を主張することは後の「十法界明因果鈔」（文応元、四、二一三九歳）に至っても同様である。

さて最後に法然を軽く評破して

たとい法然上人・慧心、法華経ヲ雑行・難行道トシテ末代之機ニ不レ叶ヘト書キ給フトモ、日蓮ハ全クもちゆべから

宗祖一代における折伏について

ず一代聖教のおきてに違ヒ、三世十方之仏陀之誠言ニ違スル故ニ。（主二八七 縮一九六）

といはれている。要するに該鈔は法然の法華経を雑行・難行とする誤謬を評破せんがために、四教五時の教判を以て一代仏教を判じたものと見ることができる。而も此の文に大日経等（涅槃経を摂するか）を法華経と共に第五時の中に摂しておられることは、後の「守護国家論」・「立正安国論」と同様で、これ台密の慈覚・智証の義によるものと見なければならない。

「守護国家論」（正元元年 三八歳 真（曽）―身延久遠寺）

当論の序文の中に

中昔有ニ邪智ノ上人一為ニ末法愚人ノ一破シテ一切ノ宗義ニ造ルト選択集一巻ヲ。仮ニ名ヲ鸞・綽・導ノ三師ニ分チ一代ノ二門ニ録シテ実教ニ入レ権教ニ、閉テ法華・真言ノ直道ヲ開ク浄土三部ノ隘路ヲ。……予歎ク此事ヲ間造ル一巻ノ書ヲ顕ス選択集ノ謗法ノ縁起ヲ名ス号ス守護国家論ト。願ハクハ一切ノ道俗止メテ一時ノ世事ヲ一種ヘニ永劫ノ善苗ヲ。（主二八九 縮二二〇）

とあるが如く、当論は法然の念仏を真向から破斥するものである。その念仏破斥においては全く涅槃経に拠るもので、法華経勧持品の三類忍受の折伏ではない。該論における涅槃経所説の折伏は後の「立正安国論」に重説されているから其処に至って論ずることとする。

「災難対治鈔」（正元二、二、？ 三九歳 真―中山法華経寺）

当鈔の前に「災難興起由来」（同上）があり、その書を整理したものが本鈔か。何となれば両書共に同年月のもので、その内容も同趣であって折伏の対象はやはり法然の選択集である。恐らく「由来」は草稿であり、今鈔は整理された著作であろう。更にこれを底本として整備し正式の建白書としたものが「立正安国論」であろうと考えられる。

「立正安国論」（文応元、七、一六　三九歳　真―中山法華経寺）

本論引用の折伏の依拠たる涅槃経の文を見るに

今以無上正法付嘱諸王・大臣・宰相及四部衆毀正法者　大臣・四部之衆応当苦治。（長寿品　縮三八六　定二二一）

善男子、護持正法者不受五戒不修威儀、応持刀剣・弓箭・鉾槊。（金剛身品　同上）

等とて、この正法を諸王・大臣等に付嘱するから、この正法を護持せんがためには毀謗正法の者を刀剣・弓箭等の武器を用いても対治せよ、武器を執持しても破戒ではなく持戒であるぞと示し、次にその謗法治罰の実証者として過去世の仙予王（聖行品）と有徳王（金剛身品）とを出されている。かくの如く涅槃経には盛んに謗法対治を勧奨している故に、今日本国万民の和楽と国家の安泰とを望むならば、王者（政権保有者　実は武人）なる者須く法然の弘める念仏を禁断せよと王者を諫暁しているのである。

以上第一期における折伏は主として涅槃経に拠るところにして未だ法華経的折伏に出でていない。涅槃経の折伏は折伏の主体はあくまで在家たる者、即ち在家の中にも庶民の誰彼でなしに国家の為政者たる王者（実は武人）である。これ法華経の折伏との相違である。法華経の折伏の主体は在家でなく出家である。在家の王たる者は刀剣・弓箭等の武器を執って実力行為に出づることを得ても、出家たる僧は武器を持つことが許されず、ただ口に正法を宣説するのみである。これが涅槃経における有徳王と覚徳比丘との護法的行動の相違である。覚徳比丘は民衆に向って正法を宣説し弘経に努めていたところ、謗法の悪比丘・悪衆が来集して覚徳の布教を防害する、よって有徳王が正法を護持せんがために武器を執ってその悪僧・悪衆と闘って覚徳比丘を輔けたのである。

仍て涅槃経の立場より見れば法華経における善比丘の口業の説法は折伏ということができず、むしろ摂受行としな

ければならない。佐渡撰述の「観心本尊鈔」に

当知此四菩薩現折伏時成賢王誡責愚王、行摂受時成僧弘持王法。（主一二三縮九四八）

というのは、これ涅槃経の有徳王・覚徳比丘の宿世譚に倣ったものである。しからば法華経に折伏の義が明されていないのかといへばそうではない。法華文句巻八に

問、大経明親附国王持弓帯箭摧伏悪上。此経遠離豪勢謙下慈善。剛柔碩乖。云何不異。

答、大経偏論折伏住一子地何曽無摂受。此経偏明摂受頭破七分非無折伏。各挙一端適而已。……摂受即為人、折伏即対治意。（和本六六ヲ）

という。これが説明を省いてその意を図解すれば

涅槃経―王―執持刀剣（折伏）―住一子地（摂受）
法華経―僧―謙下慈善（摂受）―頭破七分（折伏）

以上は化儀を中心としての摂折二門の義であるが、化法を中心として見るとき法華経は折伏、涅槃経は摂受である。法経玄義巻九に

法華折伏破権門理、如金沙大河無復廻曲。涅槃摂受更許権門、各為因縁存廃有異、金沙百川帰海不別。（和本二八ヲ）

という。これは所説の教法の純雑によるもの、即ち法華は権門の理を破して直ちに一実の理を説く故に折伏、涅槃は一実の理に入らしめんがために権門の理を説くことを許す故に摂受であると。

ここで涅槃の折伏と法華の折伏との不同をいへば、涅槃は護法者なる在家の王者をして謗法者を対治せしめるので

あるが、法華は弘通者なる僧が謗法者より如何なる迫害を蒙るとも忍受せよという折伏である。この故に両経の不同をいへば、涅槃の如き身儀は折伏、化法は摂受であり、法華は身儀の上では摂受、口説の化法は折伏であるというべきである。

さて以上の諸御鈔によって此の期における宗祖の折伏を拝するとき、宗祖は外に出でて広く民衆を対象として自ら積極的に折伏を行ぜられたというのではなく、為政者たる幕府の主権者に邪教たる念仏を禁断せよと勧進する消極的折伏である。即ち自発的折伏でなく依他的折伏である。而も折伏を受ける対者は広く諸宗に亙るのではなく、偏へに法然の念仏宗に局られている。法然の念仏を邪教なりという宗祖の理論は国家論・安国論において委細の記述があるが、今その要点をいへば、法然はその著「選択本願念仏集」において支那の鸞・綽・導の難易・聖浄・正雑の範疇を以て、法華・真言の正法をして聖道・難行・雑行の中に摂し、その法華・真言に対して捨・閉・擱・放の四字を以て排斥し、以て厭離穢土欣求浄土の称名念仏を主張したというのである。

かく此の期における折伏の対象たる所破の仏法は念仏宗にして、その折伏の主体たる能破の仏法は一体どのような仏法であったのかを考えてみたい。一般に宗祖所立の仏法は単に法華経なりと考えられているが、この期における法華経とは一体どのような法華経であったのか。これについて国家論・安国論等において正法として常に「法華・真言」と両者を併称している点に注意しなければならない。これ法華第一・真言第二の意で、宗祖開宗以前の真言第一・法華第二（戒体即身成仏義を往見）であったものが建長五年の唱題開宗によって変遷向上して来たのである。

守護国家論において

就ニ大乗一又四十余年ノ諸経ハ不了義経、法華・涅槃・大日経等了義経也。（主二九七 縮二二九）

とて、法華・涅槃・大日の三部を了義経とされているが、法華・涅槃の勝劣を説いて

宗祖一代における折伏について

問云、法華経与二涅槃経一何勝乎。答云、法華経勝也。（主二九四　縮二二五）

といい、その勝るる理由として

釈迦如来ノ内証皆尽ニ此経（法華経）一ニ。（主三二九　縮二六六）

とし、更に

法華経―正宗―大収―勝
涅槃経―流通―捃拾―劣

の意を説かれている。してみれば結句正法（了義経）は法華経と大日経とであり、これを以て邪法（不了義経）たる念仏門を破斥するのである。

ところで法華・真言を了義経・正法とするは、この当時宗祖は恐らく慈覚（円仁）・智証（円珍）の教判において法華・大日両経を共に密教とせることに依ったものと思う。但し慈覚は仏教を顕（三乗経）・密（一乗教）の二教に分って法華・大日を密教に摂し、而して法華は唯理秘密、大日は事理倶密とて両経の勝劣を判じ、智証は五時判を以て両経を第五時に摂し、而して法華は顕教にして能詮の方便、大日は密教にして所詮の実体として勝劣を判じた。即ち両師共に顕劣密勝思想であったが、宗祖は開宗宣言に至って唱題を以て事密とし、法華経こそ三説超過の事理倶密、易行の中の最易行の円密と思考されたのであろう。しかし法然の相対主義による現実否定の念仏宗に対しては絶対主義による無作本覚の現実肯定の法華・真言の立場を以て対破せられたことと思う。

此の期における宗祖の絶待開会の思想は、覚・証・然の真言絶待一元化の思想形態によるもので、法華経において待・絶二妙を論ずと雖も、一往相待、再往絶待にて絶待開会を以て終極とするものであって（一代聖教大意・十法界明因果鈔、往見）、未だ次の第二期における「設ヒ開会をさとれる念仏なりとも猶體内の権なり、體内の実に及ず」（主三六二　縮六七七）というが如

き、絶待の上の相待、開会の上の勝劣の思想を見ることができない。

されば此の期における法華経は諸経中王最為第一としながらも、真言の絶待主義に影響された法華経にして、未だ密教化の域を脱し得なかったというべきである。

（註）縮遺・定本共に安国論の前に、法華経勧持品の三類の文を引用せる「唱法華題目鈔」を出してあるが、該鈔については幾つかの不審な点が存すると思われるので此の期において論外とした。

三、第二期　松葉ヶ谷遭難より寺泊滞在まで

此の期における折伏に関する御書の幾つかを挙げてみよう。

「四恩鈔」（弘長二、正、一六　四一歳　伊豆流謫中）

本鈔は最初に

抑、此流罪の身になりて候につけて二ツの大事あり。（縮四一七　定二三三）

とある如く、伊豆流罪の体験によって実際に感得したもの二つ、それは第一に流罪という値難の法悦であり、第二は自身が此の国に生じたために、衆生をして謗法罪を造らしめるという悲歎である。

第一の法悦を分析すると、

一は日蓮、末法に生を受けて流罪という法難に遭う、これは経文の「如来現在猶多怨嫉況滅度後」という仏陀の予識に符合し得た法悦であり、

二は流罪が故に法華経を二百四十余日の間昼夜十二時、行住坐臥に読誦修行し得た法悦であり、

三は値難によって始めて四恩の深重なることを感じ得た法悦である。

宗祖一代における折伏について

宗祖は流謫という苦難生活の中にあって苦を苦と感ぜず、かかる法悦に安住し得るということは、流石「法華経の持経者」たるの聖者である。

前に法華経の折伏は涅槃経のそれと異り対者を呵責するというよりも、弘経によって生じ来れる迫害を忍受することだと説いたが、本鈔はこのことが最初にあらはれている。即ち

此世界を娑婆と名く、娑婆と申は忍と申事也。故に仏をば能忍と名けたてまつる式。（縮四一七 定二三三）

と提示して、我が身の忍難の覚悟を述べられている。

第二の大事は

我一人は国に生れて多の人をして一生の業を造らしむる事を歎く、彼不軽菩薩を打擲せし人、現身に改悔の心を起せしだにも、猶罪消難くして千劫阿鼻地獄に堕ぬ。今我に怨を結べる輩は未だ一分も悔る心おこさず、是體の人の受る業報……。（縮四二三 定二四〇）

という大悲歎である。これ苦難に遭うて始めて知る四恩に対する感謝と同時に生ずる自己の責任感であって、値難の宗祖ならでは味うことのできない余人不共の心境である。

「教機時国鈔」（弘長二、二、一〇 四一歳 伊豆流謫中）

本鈔は題号の下に「本朝沙門日蓮註之」とあって、本朝日本国の法華経の弘通者たるの自覚を以て撰せられたものと拝する。ということは鈔中に当時の禅宗の主唱者たる大日仏陀（摂州吹田三宝寺開祖、無師独悟の天性禅を説く）と浄土宗の法然・隆寛とを謗法者として挙げている（縮四二八 定二四五）が、浄土・禅の如きは日本的仏教でなく唐土的仏教であり、従ってそれらを弘める者は真の日本的弘通者でないと自己と対比せられてのことである。しかるに法華経は日本的仏教にして、その弘通者たる日蓮は「本朝沙門」であるとの自覚を示されたのである。

この故に本鈔においては始めて法華経の弘通者たるものは、教・機・時・国・教法流布の前後を弁へなければならないことを説かれたのである。従来この五義を宗教の五綱と称し、宗旨の三祕と共に宗要としているが、この五義は宗旨と対照される宗教というべきものでなく、滅後法華弘通者の弁うべき弘経の方軌を示したものというべきであろう。

本鈔における折伏は、滅後末法には小権等諸経を漸説するのではなく、常不軽菩薩の如く実教たる法華経を直説すべきである。何故かその理由は逆縁下種といって下機の衆生に毒鼓の縁を結ばしめることである。ところで法華経を直説すれば必ず謗法者たる三類の敵人が現起する、この三類の敵人を現はし、その怨嫉を忍ぶ者こそ「法華経の行者」であるというのである。云く、

不レ顕サ三類ノ敵人ヲ一非ズ二法華経ノ行者ニ一　顕レ之ヲ法華経行者也。（縮四二九　定二四九）

と。

宗祖が伊豆流罪を体験して始めて本鈔に来って「本朝沙門日蓮」の資格に立って、弘経の方軌たる五義を出し、自ら勧持品の三類を忍受する「法華経の行者」であるとの自覚を暗示せらるるに至った。

「顕謗法鈔」（弘長二　四一歳　伊豆流罪中　真（曽）一身延久遠寺）

本鈔は前の教機時国鈔と同じく題号下に「本朝沙門日蓮撰」とある。鈔中に謗法者の罪は五逆罪よりも重く必ず堕獄すべき旨を説き、謗法者には直説法華すべき理由を説いて、

末代の凡夫はなにとなくとも悪道を免レんことはかたかるべし。同じく悪道に堕レならば法華経を謗ぜさせて堕レならば、世間の罪をもて堕チたるにはにるべからず。聞レ法生レ謗　堕二於地獄一　勝下於供二養　恒沙仏一者上等の文のごとし。此文の心は法華経をはう（謗）じて地獄に堕チたるは、釈迦仏・阿弥陀仏等の恒河沙の仏を供養帰依渇仰する功

徳には百千万倍すぎたりととかれたり。（縮四四四　定二六〇）

と示されている。これは徹底せる逆縁下種の折伏理論である。なお本鈔には法華経と大日経との勝劣を示して

法華経―開　会―記小・久成を明す―勝
大日経―未開会―記小・久成を明さず―劣　（縮四五四　定二七一）

の旨を説かれているが、これ従来の「法華・真言」を正法とせしことより一歩前進したものと見られる。

「南条兵衛七郎殿御書」（文永元、一二、一三　四三歳　安房にて　真―七ケ所）

宗祖、流罪赦免にて鎌倉に帰り、その翌文永元年安房国に帰省中十一月十一日に東条の地頭、景信の邀撃に値はれた、これ小松原法難である。それより一ケ月後の南条兵衛七郎に対しての消息が本書である。その末にこの法難の感想を述べられている。

いよいよ法華経こそ信心まさり候へ。第四巻に云、如来現在猶多怨嫉況滅度後、……日本国に法華経よみ学する人……多けれども法華経の故にあやまたるる人は一人もなし。されば法華経の持経者はいまだ此経文にあわせ給はず。唯日蓮一人こそよみはべれ、我不愛身命但惜無上道是也。されば日蓮は日本第一の法華経行者也。（縮五二四　定三二七）

前の伊豆流罪といい今の小松原値難といい、宗祖はいよいよ忍難弘通すべきことを身を以て実感された。法華経渡来以来日本国に此の経を読誦し学究する人は数多あれども、如説に忍難弘通せる者一人もなく実に日蓮一人であるといはれている。伊豆流罪によって「本朝沙門日蓮」、「法華経の行者」なる自覚を得られたが、今度の法難によって「日蓮は日本第一の法華経の行者」と自称せられていることに注意しなければならない。

「法華題目鈔」（文永三、正、六　四五歳　真―水戸久昌寺外十ケ所）

本鈔題号の次下に「根本大師門人　日蓮撰」とあり、入文に先立って最初に「南無妙法蓮華経」の七字を掲げてあ

る。これ覚・証・然の密教化された法華経を行ずる日蓮でなく、純正法華経を主張した天台法華宗の宗祖、伝教大師の門人であるとの御自覚であると拝する。ということはこれ密教化の天台家よりの脱皮であって、真言移転の覚・証・然を排して法華最勝主義の宗祖伝教大師に直結するの意である。これ小松原法難（文永元、一一、一一）の体験によって生じた感想であると思う。しかし伝教大師門人といはずに「根本大師門人」というところにまだ密教的臭味が残っている。この密教的汚臭は文永五年閏正月の蒙古来牒があり、文永七年に外来仏教たる真言の元祖たる善無畏を破し、文永八年の十章鈔に本門為勝を仄めかすに至って完全に脱したといえよう。

さて本鈔において未だ説かなかった「南無妙法蓮華経」についての具体的説明がなされている。それは

一、ただ「南無妙法蓮華経」と唱うるのみにて仏に成り得ること。

二、従って無解有信の者は必ず成仏する。

三、法華修行に広略要、要中要があること。

四、妙法蓮華経に十界の依正万法を総摂すること。

五、法華経の功能たる「妙」に開発・具足・能治・蘇生の義あることを説く。

開発とは一切衆生の盲目を開かしめること。

具足とは題目に一部の意を具すること。

能治とは成仏し難き悪人・女人を成仏せしめること。

蘇生とは敗種たる二乗を蘇生成仏せしめることである。

「安国論御勘由来」（文永五、四、五　四七歳　真―中　法華経寺　山）

文永五年潤正月十八日蒙古の使節が国書をもたらしたために、幕府は大いに狼狽した。これについて宗祖は先に

宗祖一代における折伏について

「安国論」において予言したことが実現した故に、幕府を諫暁すべく法鑑房（侍所司平左ェ門尉頼綱の父、盛時、当時入道）にこの一書を与へられた。その内容は正嘉元年以来打続く天変地夭は邪法の流行による、況や此の度は大蒙古国の牒状が到来、この内憂外患は既に予言せる如く邪法の帰依に由るものである、故にこの謗法を対治せずんば此の国安穏なるべからず、その対治の方法を知る者は唯日蓮一人であるというのである。

今年後正月見二大蒙古国国書一、相二叶日蓮勘文一宛如二符契一。（縮六〇五定四二三）

日蓮復対二治之一方知レ之、除二叡山一日本国但一人也。……但偏為レ国為レ法為レ人為レ身不レ申レ之。（縮六〇六定同上）

「善無畏三蔵鈔」（文永七、四九歳）

本鈔は師恩に報ゆるため恩師道善房に念仏を捨てて法華経に帰すべきことを勧めたもので、鈔中真言の元祖善無畏の略伝を記して堕獄の旨を説き、而して彼の謗法を破斥している。彼の謗法というのは、

一は大日経は法華経に勝るゝということ、

二は大日如来は釈迦如来に勝るゝということ、

の二つである。この文永七年の頃から支那真言を破斥し初めたかと思う。従って未だ日本真言を評破するに至っていないと思はれる。その理由は文永八、一〇、二二付佐前最後の「寺泊御書」（真蹟中山）に真言を破されているが、これ支那真言にして未だ日本の東密も破していない。況や台密をやである。故に佐前に弘法・覚鑁や慈覚・智証等を破するが如き御書があるとしてもこれについては更に考究を要する。しかし従来真言破斥は佐渡以後にして佐渡以前には全然これなしという義（隆師も難者の義として之を出す、四帖抄一一一）も直ちに信用し難い。

「十章鈔」（文永八、五五〇歲　真―中　法華経寺山）

本鈔は大体天台宗徒の止観に対する謬解を挙げてこれを批判し、而して末法当時の修すべき正行を示し、当時流行の念仏を破斥したものである。この故に念仏破斥という立場から見れば迹門正意の権実相対と見られるが、実は此の鈔より迹門劣本門勝の本迹相対の兆候が見られる。即ち止観について

┌前六重―妙解（正観に入る前提）―迹門の意
└正観章―正行（止観実修方法）―本門の意

の意を示し、而して

一念三千此（本門の意）よりはじまる。一念三千と申事は迹門にすら許されず。何況爾前に分たへたる事なり。一念三千の出処は略開三之十如実相なれども、義分は本門に限。爾前は迹門の依義判文、迹門は本門の依義判文なり。但真実の依文判義は本門に限べし。（主三五七　縮六七五）

とある。また末法の修行について

┌智　者（出家）┬┌正　行――題目口唱
└在　家（愚者）┴└助　行――一念三千の観法
　　└――但修正行―一向唱題　（主三五八　縮同上）

の意を示し、次に当時の天台・真言宗徒の念仏への転落を挙げ、法華経と念仏との勝劣を示して、法華経は能開、念仏は所開なりとし（従前通り）、而して「設開会をさとれる念仏なりとも猶體内の権なり、體内の実に及ず」とて、開会の体内に権実の勝劣を立て絶待の上の相待の意を示している。かく宗祖の勝劣は開会以前の取捨勝劣ではなく常に開

会以後の能所勝劣である。この宗祖の開会の上の能所勝劣は当時の天台・真言の雑乱開会・悪平等思想の邪義を批判せるものである。

文永八年の後末は宗祖にとって実に矢継早に怨嫉集起しこれが対抗に繁忙を極めた折伏の活躍期であった。この年の夏早魃がつづき幕府は当時世間的に名声の高い幕府の御用律僧たる極楽寺良観に雨乞いの祈祷を命じた。宗祖は好機逸すべからずとて良観の許に使を遣はして雨乞いの勝負を申込まれた。良観二十余日の間懸命に祈ったけれども雨は一滴も降らずます〳〵旱がつづき全く面目を失した。仍て彼は浄光明寺行敏の名を以て宗祖に問答を挑んで来たが、宗祖は「私の問答は御免蒙る、公場での対決ならば応じよう」と返事されると、彼等はやはり行敏名儀を以て宗祖を問註所く訴へた。その訴状が宗祖の許へ回付されたが、宗祖は彼等が訴へた事項については逐一仏説に準拠してこれを反駁された。この故に良観等は今度は上郎・尼御前を動かして宗祖を評定所へ召喚せしめた。宗祖は執権の執事にて侍所司たる平左衛門尉頼綱の訊問を受けたが、何ら臆するところなく一一応答された。そこで幕府は宗祖を佐渡流罪と決し実はひそかに斬首せんとして松葉ケ谷の召捕となり竜口刑場に引出して斬らんとした。これが竜口頸難である。ところが仏祖・諸天の擁護によって一命は助かり暫時依智滞在となった。

この竜口法難によって宗祖の心境は変化し法華経に対する信仰はいよいよ深化したのである。このことは次の依智にて発せる三書によって窺うことができる。

「土木殿御返事」（文永八、九、一四　五〇歳　真―京都本満寺）

本書は従来の法難殊に竜口死罪に鑑みて自己宿世の重罪の自覚と、その懺悔滅罪のために苦行をいたす覚悟だという心情を述べられたものである。

御歎きはさる事に候ども、これには一定ご（期）して候へばなげかず候。いままで頸のきられぬこそ本意なく候へ。

法華経の御ゆへに過去に頸をうしないたらば、かかる少身のみ（身）にて候べきか。又数数見擯出ととかれて度々失にあたりて重罪をけしてこそ、仏にもなり候はんずれば、我と苦行をいたす事は心ゆへなり。（縮六八九定五〇三）

「転重軽受法門」（文永八　五〇歳　与大田・曽谷・金原三氏　真中山法華経寺）

該書は

一に転重軽受法門とは先業の重罪の苦果を今生の忍難弘通の功徳によって軽く受けること。不軽菩薩の弘経はそれである。

二に世に悪国・善国ある故に弘経に摂受・折伏の二義あること。

三に法華経を口読する者はあれども、身読することは難い。云く、

法華経は紙付に音をあげてよめ（口読）ども、彼の経文のごとくふれま（振舞）う（身読）事かたく候か。（縮六九四定五〇八）

四に法華経を身読せし者は過去には不軽・覚徳であり、現在は日蓮一人である。

と明している。

「佐渡御勘気鈔」（文永八、一〇、一〇　五〇歳　与清澄知友）

本鈔は

一に仏法を学するは報恩のため。

二に仏道は必ず不惜身命であること、これが身読である。

三に日蓮、法華経の故に身命を捨つるは法悦である。云く、

日蓮は日本国東夷東条安房国海辺の旃陀羅が子也。いたづらにくち（朽）ん身を法華経の御故に捨まいらせん事、あに石に金をかふるにあらずや。各各なげかせ給べからず。（縮七〇一定五一一）

宗祖一代における折伏について

この宗祖の法華経に対する信仰は前人未踏の境地である。

以上三書によって知らるることは、

宗祖はこれまでの幾多の迫害を忍受し、殊に竜口死罪によって自らの宿世の謗法罪を自覚せられたこと、

その宿罪消滅のためには不惜身命であるべきこと、

その身命を捨てての弘通が法華身読であること、

等を感得せられている。

仍て従来は他の謗法を呵責せんとする対他的折伏であったが、今ここに来って始めて自己宿世の謗法罪を認めてこれを消滅せんとする自己謗法消滅の対自的折伏となったのである。従来折伏の矢を外に向けていたものが自己の内面へ向けて来たのである。従って不軽菩薩の忍難弘通を高く評価せられている。ということは迹門的勧持品の三類呵責の折伏より本門的常不軽の忍苦の折伏を主とせられるようになったのである。これ教学発展の面よりして本門為勝思想の当然の帰結であろう。

「寺泊御書」（文永八、一〇、二二　五〇歳　与富木氏　真中山法華経寺）

本書は佐前最後の御書にして

一、経文所説の如く末法法華経の行者には怨嫉重畳すること、現在の世を挙げての怨嫉の対象は、一大悪人たる日蓮であり、一切悪人の集団は日蓮が弟子等であるということ。

二、真言宗殊に善無畏・金剛智の邪義を出して、

㈠印・真言なき経は外道の法なりと、

㈡大日経は釈迦所説の外なりと、

㈢或は大日経は釈迦所説中の第一なりと、

㈣仏陀が釈迦と現じて顕教を説き、また大日と現じて密教を説くと、

いうを挙ぐ。

三、勧持品の三類の文を出して日蓮これを身読したとし、而して

悪口而顰蹙　数数見擯出。数数者度々也。日蓮擯出衆度、流罪二度也。法華経三世説法儀式也。過去不軽品今勧持品、今勧持品過去不軽品也。今勧持品未来可為不軽品。其時日蓮即可為不軽菩薩……当時三類敵人有之。但八十万億那由他諸菩薩不見一人。乃至日蓮八十万億那由他諸菩薩為代官申之。彼諸菩薩請加被者也。（縮七〇〇　定五一四）

と述べられている。

本書はいよいよ流人として佐渡に入る直前のものであるから、自身の経説符合を示し、特に「数数見擯出」の経文に符合せる感激を述べられている。この法華折伏の弘通は三世説法の儀式で法華弘通者には確定的なもの、避けるに避けらるべきものでないと覚悟のほどを示されている。而して迹門流通勧持品の三類忍受の経説と本門流通不軽品の不軽菩薩の忍難弘経の実践との一体を説かれている。

勧持品―迹門流通―三類怨嫉の忍受―八十万億の誓願―折伏の理論
不軽品―本門流通―軽毀四衆の忍難―不軽菩薩の実修―折伏の実践

日隆聖人（隆全七二二五）云く、

仍て今の三類は不軽の四衆と其の意之れ同じ。経（不軽品）に云く、「四衆之中有下生二瞋恚一心不浄者上悪口罵詈言是無智比丘」[二六]。四衆とは謂く三類なり。悪口罵詈は俗衆なり。瞋恚不浄は第二類の「邪智心諂曲我慢心充満」の意

なり。是無智比丘（等と云へる者）は第三類の人なり。之に依て御抄（寺泊御書）に云く、過去不軽品（以下略）と。勧持品は迹門流通にして八十万億菩薩の三類忍受の弘通の誓願であり、不軽品は本門流通にして不軽菩薩の軽毀忍難の弘通の実践であって、八十万億菩薩の誓願を実践する者は不軽菩薩である。仍て単なる誓願を立てる者よりそれを実行する者の方が優勝である。仍て両品一体といへども本門不軽品の立場より迹門勧持品を摂入せる一体であって不軽品正意である。これ前に一言した如く宗祖の折伏過程が教学上迹門正意より本門正意に移るに伴って、従来の勧持品の折伏正意より漸次不軽品の忍難正意に進展して来たのである。

なお本書において本門の常不軽菩薩を亀鑑としながらも、未だ本化菩薩の応生たるの自覚を述べられていない。それは何故か、「数数見擯出」の「擯出」を王難（幕府より蒙る）たる流罪とすれば、「数数」は二度以上の流罪を指すが、現在は佐渡入島以前であって現実に二度の流罪となっていないからである。その本化応生の真の法華経の行者であるという自覚が正式に発表されるのは、第三期の佐渡塚原の雪中執筆の「開目鈔」である。

以上挙げた御書の他に御遺文目録に此の期に掲げられていて、而も真書と見らるる二・三の御書も存するが、その係年が第三期以後のものと考えられるものを省いたことを断っておく。

さて以上第二期における宗祖の折伏を観れば、第一期が涅槃経中心の謗法対治を俗たる国王に諫暁するという消極的な依他的折伏であったのに対して、此の期においては松葉ケ谷草庵の破壊・伊豆伊東への流罪・東条小松原受難によって、法華経を中心として自己が進んで忍難弘経するという積極的な自発的折伏に進展して来ている。したがって此の期においては法華経的折伏が主で涅槃経的折伏は従たる位置にある。その従たるものは文永五年四月五日付の「安国論御勘由来」・同年八月二十一日付の「宿屋入道許御状」がそれである。前言の如く涅槃の折伏は俗たる王者

の武器執持の身業の折伏であるが、法華の折伏は僧たる者の正法宣説という口業の折伏である。正法宣説には必ず邪法を奉ずる僭聖・悪比丘・悪衆の三類の怨嫉が蜂起するのは必定である。その三類怨嫉を忍受することが法華の折伏である。

されば涅槃経の立場より法華経を見れば、むしろ此経は摂受と見られるが、法華経の折伏は無抵抗主義の僧の弘経なれば法難忍受が特徴である。このことは本期の最初の著たる「四恩鈔」（縮四一七 定二三三）の初に、弘経者は迫害を忍ぶべきである、故にこの所住の娑婆を忍土といい、この娑婆世界の教主を釈迦即ち能忍と申上げるのだとの意を説かれている。隆師は

仍て本門流通の不軽の行相は衣座室の中には「能忍受之」とて柔和忍辱衣是なり。勧持品には「我等皆当忍」、「皆当忍受之」と云って、六処に忍と説けり。誠に末代悪世の不軽の行相は忍衣の弘経なり。其の土を忍土と云ひ、其の益を無生法忍と云ふ。六度の中には忍辱行なり。諸戒皆忍行なり。されば法華経一部の実躰をば忍の一字と習ふ仔細之れあり。乃至法華経一部は忍法なり云云。（隆全四 六二六）

といって、法華経を修行の面より観れば忍経であるとの意を述べられている。

かくの如く法華的折伏は涅槃的折伏の謗者対治と異って謗者の迫害を忍受するものである。その法華の折伏においても此の期の初には迹門流通の勧持品の所説が主であったが、終に至るにしたがって本門流通の常不軽菩薩を模範とせる実動的忍苦の折伏が表となり主となっている。これ宗祖の度重なる法難の実際体験の然らしめるところである。佐渡入島直前においては、勧持品と不軽品とは全く不二一体となり、むしろ不軽品を以て勧持品を摂入したものと拝する。それが文永八年十月二十二日の「寺泊御書」の文（縮七〇〇 定五一四）である。

しからば三類の怨嫉を忍受して弘経する目標は何か、それは逆縁下種である。末代の凡夫は何れにしても悪道に堕

宗祖一代における折伏について

することは免れない、同じく悪道に堕するならばせめて法華経を謗ぜさせて悪道に堕せしめよという徹底的な折伏の道理を立てられている。既に引用の「顕謗法鈔」の文（縮四四〇定二六〇）往見。

宗祖はこの期において伊豆流罪の体験によって「法華経の行者」の自覚を暗示し（既出教機時国鈔往見）、而してその法華経の行者は滅後弘経の方軌たる教機時国教法流布の前後を弁うべき旨を示し、次に小松原法難を体験して「いよいよ法華経こそ信心まさり候へ」と法華に対する信仰を深め、ここにおいて始めて「日蓮は日本第一の法華経の行者なり」（前引南条書の文）の自覚に達せられた。更に文永三年正月の「法華題目鈔」に至って前の「教機時国鈔」や「顕謗法鈔」における「本朝沙門日蓮」の署名が殊更「根本大師門人日蓮」に替っている。これ従来の覚・証・然による密教化された真言的法華を排除しこれより完全にこれを超脱して、天台—妙楽—伝教と継承し来れる正統たる「天台法華宗」の宗祖伝教大師の門人として大師に直結するの意を示されている。

この期における所破の仏教は、過去の南都の法相・三論・華厳は別として、当世流行の法然の念仏宗に加へて大日能忍の禅宗、後に至っては畏・智・空の支那真言宗、極楽寺良観の律宗、建長寺道隆の禅宗である。ところでこの念仏・禅・律・真言に対する折伏の主体たる宗祖の仏法は覚・証・然の密教化の法華でなく、伝教所弘の正統法華たる天台法華宗（伝教奏請勅許を得た）即ち天台大師所宣の法華経である。その天台開立・伝教主唱の法華経とは何か、それは迹面本裏の迹門法華経（迹門正意の法華経一部）で、その実体は諸法実相、理具一念三千の妙法で、その修行は実相観である。

伝教大師の寂後、覚・証・然によって密教化された天台宗の教学は、邪正・善悪・上下、一切を開会する絶対一元論にして、現実の一切をそのまま肯定する現実肯定主義である。故にこれ衆生の修行を否定する悪思想である。ところが天台・伝教主張の天台法華教学は、従下向上・従因至果の実修主義、現実の邪悪をして正善へと改良向上せしめる現実改造思想である。この故に逆に彼等より此方を見れば本覚思想でなく始覚思想であり絶対主義でなく相対主義で

あるとて排斥されるところである。かくの如き現実肯定の悪開会の思想が却って当時の現実否定の念仏宗をして旺盛ならしめる結果となり、天台宗の人々が却って法華経を擱いて念仏宗に転落してゆくことになるのである。これが宗祖にとってはとうてい無視できない大なる謬義だとして、覚・証・然の真言法華より純正なる本来の天台に帰し伝教を憧憬されたのである。この期におけるこの点のみを見て世の学者、日蓮は結局復古天台に過ぎず、日蓮的独得の法華思想を見ることができないではないか、ただ唱題は念仏の模倣に過ぎないではないか等と評するのである。これは次の第三期に入り宗祖内証独解の教学を見ない俗論である。

これはさておき、そこで問題となるのは天台法華の修行は一念三千観にして末代衆生にとっては難行道ではないかという疑難が生ずる。仍て「法華題目鈔」では開宗以来主張して来た唱題について、この唱題の修行たるや広略要の要中要の修行にして易行道である。この故に悪人・女人・凡夫・二乗等一切衆生悉皆成仏の道法であり、またその所唱の題目について具体的解説を施し、南無妙法蓮華経は十界の依正万法を具足せる大法であると説かれている。

而して文永八年五月の「十章鈔」に至っては、現実の修行に即して出家と在家との分別をなし、専門家たる出家は正助合行にて正行は唱題、助行に一念三千の観法を修すべきであるが、一般の在家は一向正行にて専ら唱題を修すべきであると説き、一往僧俗を分つといへども僧俗共に唱題を正行とすべき旨を示されている。この十章鈔撰述の頃より本門為勝の兆候があり、これが佐渡の謫居に入って確然不動の本門最勝思想となるのである。

さてこの期の終り竜口法難を体験せる宗祖は自己の宿世の謗法罪を感得し、その懺悔滅罪のために身命を捨てて折伏弘通すべしとの心境に至っている。これこの期の初は化他の折伏即ち対他的折伏にして他の謗法を呵責したのであるが、この期の終は自行の折伏即ち対自的折伏にして他の謗法呵責よりも自らの宿罪消滅のための忍難となっている。したがって迹門流通勧持品の三類呵責の弘通よりも、本門流通不軽品の常不軽菩薩の忍難を模範とする自己呵責のた

めの折伏となっているのである。これに伴うて従来の口業の折伏より身業の忍苦の折伏が強調されているのである。

第二期 ┌初―化他の折伏（対外的呵責）―口業―勧持品
　　└後―自行の折伏（対自的忍苦）―身業―不軽品

四、第三期　佐渡流謫中

此の期は僅か二年四ケ月という短期間であるが、宗祖一代においては最大不遇の時期で、冬季の寒気のきびしさの上、束縛された不自由の身、衣食住の生活すべて不充不足であって、本より不惜身命は覚悟の上とはいえ、実に日々身命を削りつつある忍難堪苦の自己折伏の時代であった。この故にこの期における撰述・消息は非常に多いが、今折伏に関する御書を摘出してみよう。

「富木入道殿御返事」（文永八、一一、二三　五〇歳　塚原にて）

此の消息は佐渡入国の第一書にして

一、日蓮始めて此の国に「一大事の秘法」を弘むという。

去十月十日に付けられ候し入道、寺泊より還し候し時、書遣シ法門ヲ候き。……天台伝教は粗釈し給へども弘メ残セルヲ之ヲ、一大事の秘法を此国に初て弘メ之ヲ。日蓮豈非ニ其人ニ。（縮七〇二　定五一六）

二、その秘法とは本門の大法であることは

如来一切所有之法ニ。但此大法弘まり給ならば爾前迹門の経教は一分も益なかるべし。（縮七〇三　定同上）

とあるによって知らるるのである。

そこで考えなければならないことは、佐渡入国直前の「寺泊御書」において「日蓮、八十萬億那由他ノ諸ノ菩薩ノ為ニ

代官ト申レ之」（縮七〇〇定五一五）とて、迹化菩薩の代官だといはれたのにもかかわらず、この佐渡入国第一書の本書において天台・伝教未弘の「一大事の秘法を此国に初て弘レ之、日蓮豈非ニ其人ニ」といい、その下に至って「経云有四導師一名上行」（縮七〇三定五一六）とて、日蓮は本化上行菩薩だとの暗示がある。これ佐渡入島以前と以後との相違である。両書とも同じ富木殿に与えられた御書でありながら、佐渡入島以前と以後との僅か一ケ月の間に何故このように変って来ているのであろうか。この疑問については前言の如く「寺泊御書」において「数数見擯出」の「数数」の二字について、「数々者度々也乃至流罪二度也」（縮七〇〇定五一五）といはれているがこれまでの擯出は度々あったであろう、国主たる北条氏より蒙る王難（御勘気ともいう）としては伊豆流罪と佐渡流罪との二度である。しかし実際に佐渡に入らなければ事実上の「数数見擯出」とはならない。故に宗祖は佐渡入島を待って一大事秘法を弘むる本化菩薩だという旨を発表せられたのである。法華能弘の導師たる宗祖が迹化の代官より本化菩薩の自覚に至ったということは、第二期における「根本大師門人日蓮」の域を超脱したことであり、したがってその所弘の法華経も第二期における天台・伝教所弘の迹門法華経より宗祖内証独解の本門法華経へ進展したことである。それが今書における爾前・迹門超勝の本門一大事秘法である。「此大法弘まり給ならば爾前迹門の経教は一分も益なかるべし」は本門の法体折伏義の萌芽である。

以上の能弘の導師たる宗祖の資格と所弘の仏法たる本門法華経について極めて合理的に委細に記述せられた撰書が次に出す「開目鈔」である。

「開目鈔」（文永九、二五一歳　佐渡塚原にて　真（曽）―身延久遠寺）

本鈔はその冒頭に

夫れ一切衆生の尊敬すべき者三ツあり。所謂主・師・親これなり。又習学すべき物三ツあり。所謂儒・外・内これなり。（主―縮七四七）

宗祖一代における折伏について

とある如く、未だ主師親三徳の教・法・人を知らざる滅後悪世盲目の衆生のために、真実究竟の三徳の教・法・人、即ち三徳の教は本門法華経（中心は寿量品）、その所顕の教義は二乗作仏・久遠実成の二箇の大事、その所詮の法は事具一念三千、以上の教・法を体得宣説せる三徳円備の仏陀は本仏釈尊にましますことを開顕し、以て衆生の盲目を開き三徳の教・法・人を受持・尊敬すべきことを勧奨せられたものである。

法華経における二箇の大事、一念三千の法門は、もと天台大師の創説せるところであって、大師は迹門法華経の教観二門の法門とせられているが、宗祖はこれを開迹顕本して本門法華経の教観二門の法門とせられたのである。今ここでは天台の自解と宗祖の妙解との不同を説くことを省略して左に図示しておく。

（教　義）　　（観　心）

- 天台
  - 迹門法華経
    - 迹門
      - 二乗作仏
      - 面
    - 本門
      - 久遠実成
      - 裏
  - 理具一念三千
- 宗祖
  - 本門法華経
    - 迹門
      - 二乗作仏
      - 裏
    - 本門
      - 久遠実成
      - 面
  - 事具一念三千

宗祖妙解のこの本門法華経（寿量品中心）における教観二門の法門は従来未説で、佐前の諸御書には未だ説かなかった秘蔵法門であり、竜口死罪を経て佐渡の謫居に来って始めて闡揚された内証独解の教観である。故に本鈔を著された文永九年二月塚原におけるこの時点では未曽説の第一義的最高法門であるが、翌文永十年四月一ノ谷において創顕された観心本尊抄の本地法華経（本門八品中心）の教観たる上行付嘱（教）・総名妙法蓮華経（観）に対するときは、前段階的第二義法門といはねばならない。

開目鈔（文永九年二月 塚原にて）―本門法華経―教―久遠実成
　　―観―事具一念三千
本尊鈔（文永十年四月 一ノ谷にて）―本地法華経―教―上行付嘱
　　―観―総名妙法蓮華経

さて以上滅後末法の三徳の教法人を開顕する者はいうまでもなく宗祖大士であるが、果して宗祖がこの教観の開顕を以て末代衆生の盲目を開き得る真の「法華経の行者」であるのか、という宗祖自身の資格が問はれなくてはならない。云く

我が身法華経の行者にあらざるか。此疑は此書ノ肝心、一期の大事なれば、処々にこれをかく上、疑を強くして答をかまうべし。（主三六 縮七七四）

と。この難問を構えてあらゆる面より縷々これに答え、「我が身法華経の行者にあらざるか」という宗祖一期の大事を道理・文証・現証の三証具足を以て解決し、終に日蓮自身が疑うべくもなく末代日本国の主師親三徳の導師なることを論証せられたのである。従って本鈔には宗祖折伏の心的態度、折伏の姿勢が充分に顕れている。この故に本鈔にあらはれている宗祖の折伏面を挙げてみよう。

前期佐前における「法華経の行者」という義は、他の謗法を呵責する折伏行によって蜂起する三類の迫害を忍受する者という意であったが、佐渡に来ってのそれは宿世謗法の重罪を背負うている者、その重罪を消滅せんがために法華身読を行ずる者であるとの意である。この考え方は竜ノ口死罪を体験して後、その萌芽があらはれているが未だ具体的説明はなかった。しかし本鈔に来ってそのことが非常に具体的に縷述せられている。

一、先づ宗祖自身の宿世謗法の悪業によって悪道に流転することを示して、

宗祖一代における折伏について

宗祖一代における折伏について

此に日蓮案云、世すでに末代に入て二百余年、辺土に生をうく、其上下賤、其上貧道の身なり。輪廻六趣の間人天の大王と生て、万民をなびかす事、大風の小木の枝を吹くがごとくせし時も仏にならず。……無量生が間、恒河沙度すかされて権経に堕ぬ。権経より小乗経に堕ぬ。外道外典に堕ぬ。結句は悪道に堕けりと深此をしれり。日本国に此をしれる者、但日蓮一人なり。（主三〇 縮七六九）

といはれている。これ佐前においては大体自身以外の他を謗法者と目して来たのであるが、竜口死罪を経てより後自身をも謗法者として、この謗法を如何にして消滅せんかと考えられたのである。従って佐前の折伏は他の謗法を呵責することにあったが、佐渡に入られてからは自己の謗法を責める自責の折伏が主となっているのである。

二、次に自己が謗法者なるが故に三類の怨嫉を受けるは当然として

これを一言も申出すならば父母・兄弟・師匠・国主ノ王難必来べし。……いわずば今生は事なくとも、後生は必無間地獄に堕べし。いうならば三障四魔必競起るべしとし（知）ぬ。……今度強盛の菩提心ををこして退転せじと願しぬ。既に二十余年が間此法門を申に、日々月々年々に難かさなる。少々の難はかずしらず。大事の難四度なり。二度はしばらくをく、王難すでに二度にをよぶ。今度はすでに我身命に及。（主三一 縮七七〇）

等とて、発菩提心・忍難の覚悟を述べられている。

三、「法華経の行者」とは三類の怨嫉を忍受する者であるが、日蓮が法華経の行者ではないのかとの疑問を発してこれに答うるに、

而に法華経第五の巻勧持品の二十行の偈は、日蓮だにも此国に生ずば、ほとをど（殆）世尊は大妄語の人、八十万億那由陀の菩薩は提婆が虚誑罪にも堕ぬべし。経云有諸無智人 悪口罵詈等、加刀杖瓦石等。今の世を見るに、日蓮より外の諸僧、たれの人か法華経につけて諸人に悪口罵詈せられ、刀杖等を加る者ある。日蓮な

くば此一偈の未来記は妄語となりぬ。悪世中比丘 邪智心諂曲、又云〃與白衣説法 為世所恭敬 如六通羅漢、此等〃経文は今の世の念仏宗・律宗等の法師なくば世尊又大妄語の人。常在大衆中乃至 向国王大臣 婆羅門居士等、今の世の僧等日蓮を讒奏して流罪せずば此経文むなし。又云〃数々見擯出等云云、日蓮法華経のゆくに度々ながされずば数々の二字いかんがせん。……但日蓮一人これをよめり。……当世法華経の三類の強敵なくば誰か仏語を信受せん。日蓮なくば誰をか法華経の行者として仏語をたすけん。(主三四 縮七七二)

と。又云く、

仏語むなしからざれば三類の怨嫉すでに国中に充満せり。金言のやぶるべきかのゆへに法華経の行者なし。いかんがせん〳〵。抑々たれやの人か衆俗に悪口罵詈せらるゝ。誰の僧か刀杖を加へらるゝ。誰の僧をか法華経のゆへに公家武家に奏する。誰の僧か数数見擯出と度々ながさるゝ。日蓮より外に日本国に取出んとするに人なし。(主八一三 縮八一三)

と。三類の怨嫉を受ける「法華経の行者」なる者は日本国に日蓮以外にはないではないかといはれている。

四、若し日蓮を法華経の行者とするならば諸天の守護あるべきはづである。何故それがないのか。これに答へ云く

謗法の世をば守護神すてゝ去り、諸天まほるべからず、かるがゆへに正法を行〃ものにしるしなし。還て大難に値〃べし。……悪国悪時これなり。(主八三 縮八一六)

と。諸天の日蓮を守護せざる所以は、現在の日本国は謗法の時国なる故であると結せられている。

五、かく日蓮が法華経の行者として疑うべきでないとすれば、ますます法華経を強盛に信じ死身弘法の折伏を行ずべきであるという護法の法滅菩提心を開発されている。云く、

詮ずるところは天もすて給へ、諸難にもあえ、身命を期〃とせん。……善につけ悪につけ法華経をすつる、地獄の

業なるべし。本願を立。日本国の位をゆづらむ、法華経をすてゝ観経等について後生をご（期）せよ。父母の頸を刎ん、念仏申さずわ。なんどの種々の大難出来すとも、智者に我義やぶられずば用じとなり。其外の大難、風の前の塵なるべし。我日本の柱とならむ、我日本の眼目とならむ、我日本の大船とならむ、等とちかいし願やぶるへからず。（主縮八一八四）

と。これ有名な宗祖の三大誓願である。

六、而して自己の流罪・死罪等が宿世の罪報であることを示すのに、般泥洹経を引きこれを我が身にあてゝ、

此の経文日蓮が身に宛も符契のごとし。……一一の句を我が身にあわせん。或被二軽易一等云、法華経二云一軽賤憎嫉等云、二十余年が間軽慢せらる。或形状醜陋、又云衣服不レ足、予が身也。飲食麁疎、予が身也。或遭二王難一等、此経文疑べしや。法華経二云一数々見擯出、此経文二云一種々等云。（主縮八一八四）

と明し、且つこの罪報の今世に生じ来るは信心護法の功徳力なるを説いて、

斯由二護法功徳力一故等云云……我無始よりこのかた悪王と生て、法華経の行者の衣食田畠等を奪とりせしことかずしらず。……又法華経の行者の頸を刎こと其数をしらず。此等の重罪はたせるもあり、いまだはたさざるもあるらん。果も余残いまだつきず。生死を離時は必此重罪をけしはてゝ出離すべし。功徳は浅軽なり。此等の罪は深重なり。……今ま日蓮強盛に国土の謗法を責れば此大難の来は、過去の重罪の今生の護法に招出せるなるべし。（主縮八一八五）

と明されている。

七、以上の如く説き終って後、折伏を行ずべき理由として摂折二門の傍正を論じて

夫摂受・折伏と申法門は水火のごとし。……無智悪人の国土に充満の時は摂受を前とす、安楽行品のごとし。

邪智謗法の者の多時は折伏を前とす、常不軽品のごとし……。　末法に摂受・折伏あるべし。所謂悪国・破法の両国あるべきゆへなり。日本国の当世は悪国か破法の国かとしるべし。（主縮八二一八九）

といい、末法は「為レ彼除レ悪即是彼親」の慈悲の折伏を主とすべきことを強調せられている。　このこと既に竜口法難後の「転重軽受法門」にて、世に善悪両国ある故に仏法弘通に摂折二門あるべきを略説されているが、今はその内容たるや更に進み具体的に而も実践的に解説されていることに注意しなければならない。

八、三類の敵人について佐前では第二・第三の比丘を漠然と法然等の念仏者、それに禅僧の大日等を加へられていたが、本鈔に来っては明確に

第一の有諸無智人は、第二の悪世の比丘、第三の衲衣の比丘に順う檀那等、

第二の悪世中比丘は、法然等の無戒邪見の者、

第三の為世所恭敬の衲僧は、華洛には聖一（東福寺開山、名は辨円、字は円爾）等、鎌倉には良観（極楽寺開山叡尊の弟子）等

とせられていることは注目すべきである。

九、折伏の対象たる所破の仏法であるが、法相・三論・華厳・念仏・禅は常の如く、それに真言を挙げておられる。真言といっても善無畏・不空と日本の弘法であって、本鈔には後の諸御書に見るが如き未だ台密の破斥はない。ただ天台末学の言い分として慈覚の真言勝の義を出して（主縮七九六六九）いるが、未だ身延期における撰時鈔や報恩鈔の如き委曲の破斥はない。

善無畏・金剛智の法盗の義を説くこと常の如く、善無畏・不空は天台に帰伏して後、法華経を両界の中央に置いて大王の如くし、大日経と金剛頂経とを臣下の如くし、日本の弘法もこれに倣っているといい（主縮七九四六〇取意）、弘法の謗法については、大日経は大日法身の説法なれば法華経の六難九品の外なりといい（主縮七九七六四取意）、また法華経を

宗祖一代における折伏について

六波羅密経の五法蔵中の第四熟蘇味に入れ、第五の総持門醍醐味を密教としているといはれている（主縮七九九六六取意）。

かくの如く本鈔には支那真言の畏・智・空の義の上に日本東密の弘法の義を破しているが、未だ台密の覚・証・然の義を破しておらず、従って未だ真言を亡国の悪法なりとは極言していないのである。

十、以上諸宗に対する能破の仏法は最初に略示せる如き寿量品を中心とせる本門法華経であり、その破斥の基準法門は二箇の大事・一念三千の教観であることはいうまでもない。本鈔には寿量所顕の久遠成道の釈尊を一切衆生最初下種の教主にして、三界の慈父三徳有縁の本尊（別体の人本尊）なるを説き、この本仏釈尊を本尊と崇めざる諸宗を謗法なりとして

而を天台宗（内鑑本密の天台宗）より外の諸宗は本尊にまどえり。

倶舎・成実・律宗は三十四心断結成道の釈尊を本尊とせり。天尊の太子、迷惑して我身は民の子とをもうがごとし。……

法相・三論は勝応身にたる仏を本尊とす。大王の太子、我が父は侍とをもうがごとし。

華厳宗・真言宗は釈尊を下て盧舎那・大日等を本尊と定。天子たる父を下て種姓もなき者、法王のごとくなるにつけり。

浄土宗は釈迦の分身の阿弥陀仏を有縁の仏とをも（思）て教主をすてたり。

禅宗は下賤の者一分の徳あつて父母をさぐるがごとし。仏をさげ経を下。

此皆本尊に迷へり。……寿量品を知らざる諸宗の者畜に同じ。不知恩の者なり。（主縮七九一五七）

等と破斥している。

而して寿量所詮の事具一念三千が一切衆生の仏種なりと説いて後、

又仏になる道は華厳、唯心法界、三論の八不、真言の五輪観 等も実には叶うべしともみへず。

と破し、今家の成仏の道なるを示して、

但天台（内鑑本密の天台宗）の一念三千こそ仏になるべき道とみゆれ。此一念三千も我等一分の慧解もなし。而ども一代経々の中には此経ばかり一念三千の玉をいだけり。……此経は愚人も仏因を種べし。不求解脱解脱自至等云云。（主縮八一八七九）

と。これをもって折伏における所破の諸宗（破）と能破の仏法（立）とを知るべきである。

「真言見聞」（文永九、七、五一歳）

一、真言の謗法は亡国、堕獄疑なきの文証と現証

㈠文証―譬喩品「若人不信毀謗此経（本書略之）則断一切世間仏種」の文

是を以て国家を祈らんに天下将に泰平なるべきや。（縮八六六定六五〇）

㈡現証―承久の乱にて真言（台東両密）の秘法を以て祈祷せし京方が負けたこと。（縮八六七定同上）（祈祷鈔―定六八一―往見）

二、真言は権教のこと。其の証は広脩（禅林寺）・維鋼（国清寺）の決に「方等部之摂」と。「大日経指帰」に「法華尚不レ及況自余教耶」というは、智証作の「授決集」下に「若望三法華・華厳・涅槃等経一是摂引門」といへるに違す。故に大日経指帰は智証作にあらざるかと。（同上）

三、真言家が法華経を三重の劣・戯論の法というは経証なしと。（縮八六八定六五一）

無間地獄に堕る程の邪法の行人にて国家を祈祷せんに、将タ可レ成三善事一耶。（縮同定六五二）

四、謗法亡国の罪の一分は国王（政権保有者）にあること。（同上）

五、真言を密教というが、密に二あり、

宗祖一代における折伏について

—隠密の密—きず等を隠すこと
—微密の密—宝を蔵すること
—真言—隠密—記小・久成の二ケの大事を隠す
—法華—微密—二ケの大事を説く

この下に法華秘密の経釈を引く。（縮八六九 定六五三）

六、真言にもと印・真言なく、法華経に印（合掌）・真言（多宝・諸仏の証明）がある。（縮八七一 定六五四）

七、真言所詮の理は天台の一念三千を盗み取ったものである。印・真言は手の用・口の用である。その手と口の主体たる身体が成仏しないのに何故手と口とが別に成仏できるのかと。（縮八七二 定六五五）。（此の義「法華真言勝劣事」にあり）。

八、真言七重の難

これ「法華真言勝劣事」（縮五〇一 定三〇九）に挙げている。ただ説に広略の差あり、彼等は略説、今書は広説である。七重の難は今省略。

本鈔と「法華真言勝劣事」とを対校するに、本鈔には未だ慈覚・智証等の台密を破していないが、彼鈔には覚・証の理同事勝義を祖誨違反なりと破しているところを見れば、彼が本鈔より後の撰述ではないかと思われる。故に彼鈔の奥の「文永元年甲子七月二十九日」とある「元」の字は九の誤写であり、「甲子」は「壬申」の誤ではなかろうか。

「祈祷鈔」（文永九、五一歳　於佐渡一谷　真（曽）—身延久遠寺）

本鈔「問云華厳宗・法相宗・三論宗・小乗三宗・真言宗・天台宗の祈をなさんに、いづれかしるしあるべきや」に始まり、諸宗の祈りの験なく、法華経のみ現安後善の祈りとなるべき旨を詳細に記し、叡山真言の祈祷は全く無効な

るを記す。即ち承久の乱のとき叡山は朝廷方の為に十五壇法その他種々の祈祷を修したが、結句関東方に負け終に三上皇は遷島に処せられたのは、是れ真言の悪法によるところであると説く。

而して真言に関して

一、弘法が法華経を第三位に置くことは仏説に違す。

二、大日経は大日如来の説法で釈迦の説法でない（東密の説）というが、大日如来は如何なる人を父母とし、如何なる国土において大日経を説法したのか、戸籍不明ではないか。

三、慈覚大師は本師伝教大師に背いて叡山に真言を弘めんがために祈祷したが、日輪動ずる夢を見たというのはこれ最も忌むべき悪夢である。

と述べられている。

以上の如き真言の悪法を以て国家の祈祷をなすに効験のある道理はないという。

台密の慈覚を批判するは本鈔が始めてではないか。されば覚・証・然の理同事勝の義を破斥する「法華真言勝劣事」はやはり本鈔以後の作とすべきである。

「観心本尊鈔」（文永一〇、四、二五　佐渡一ノ谷にて　真中山　法華経寺）

本鈔は宗祖御撰述中の最重要御書にして、此鈔の具名たる「如来滅後五五百歳始観心本尊鈔」の十四字が示せる如く、仏滅後末法の一切衆生がすべて帰依信敬すべき一大本尊たる南無妙法蓮華経を顕揚せられたものである。従ってその副状に「此事日蓮当身大事也」と仰せられている如く、本鈔所顕の宗義は全く宗祖の内証独解にして前人未発、宗祖の一代においても最高峰の重要法門である。本鈔に

此本門ノ肝心於二南無妙法蓮華経五字一仏……但召二地涌千界一説二八品一付二嘱之一。（主一〇八　縮九四〇）

宗祖一代における折伏について

といへる如く、その宗教たるや三世十方の全聖教中の指帰たる本門八品、本門八品所顕の教義は要するところ滅後末法衆生のための上行付嘱、上行付嘱の所詮の大法は十界の依正万法を総摂せる総名総体の南無妙法蓮華経である。この総名南無妙法蓮華経が滅後末法衆生の信敬すべき一大本尊であり、また衆生が信仰口唱して成仏の種子を懐妊すべき一大道法であり、また衆生をしてその心中に万行万善の功徳を発現せしむべき一大戒法である。これ即ち三大秘法総在の一大秘法たる南無妙法蓮華経である。

かくの如き本鈔所撰の宗義を産み出す前方便的御書が小乗小仏要文・下方他方旧住菩薩事・梵音声書・内証仏法血脈である。

小乗小仏要文（恐らく文永九年）は小乗（迹中仏法）の中に華厳乃至般若・無量義経・法華迹門十四品、本門薬王品已下六品並普賢・涅槃等を摂して、本門八品を除いておることは本門八品が真の大乗たる本地仏法たるの証拠であり、また小仏（迹仏）の中に勝劣の応身・華厳の盧舎那報身・大日経等の毘盧遮那法身・迹門の仏（三身即一の法身）・涅槃経等の仏（勝劣応身・報身・法身）を摂して（縮続一一四定二三一九）、本門寿量品の久遠成道三身即一の釈尊を除いておることは寿量所顕の釈尊が真の大仏たる本仏であることの証拠である。この真の大乗、本地法華経が本門八品であり、真の大仏、唯一の本地仏が寿量品所顕の久成報身釈尊であることを論証したのが本尊鈔である。

梵音声書（四条金吾殿御返事）（文永九年）には総・別を分別して

妙法蓮華経と申ス は総名也、二十八品と申 は別名也ヌ。（縮八八二定六六五）

ということ此の書が始めてである。総別の意は「別別ニ於総一総総ニ於別一」（鈔一本一六ウ）で、総は能摂能開、別は所摂所開のこと。故に妙法蓮華経の総名に別の二十八品所顕の名体宗用等の五義を総持するのである。このことを本尊鈔に縷々説き示され、結文に至って

不レ識二一念三千一仏起二大慈悲一五字内裹二此珠一令レ懸二末代幼稚頸一。（主一二四 縮九四九）

と結せられたことを注意すべきである。

下方他方旧住菩薩事（文永九年）には菩薩の下方・他方・旧住の三種を分別して

文句九云
菩薩有二三種一下方
他方
過八恒河沙等
文殊等八萬也
旧住
弥勒等
亦観音等他方内也　普賢ハ如何（縮八九二一 定二三二三）

の図解を示し、而して経釈を引いて、本門仏法を迹化・他方に付嘱せず、本化菩薩に局ってこれを付嘱するの意を説かれている。このこと本尊鈔に来って神力品の最初の経文を引き、これにつづいて天台・道暹の釈を挙げて後、

夫文殊師利菩薩、東方金色世界ノ不動仏ノ弟子、観音、西方無量寿仏ノ弟子、薬王菩薩、日月浄明徳仏ノ弟子、普賢菩薩、宝威仏ノ弟子、一往為レ扶二釈尊ノ行化一来二入娑婆世界一。又爾前・迹門ノ菩薩也。非二本法所持ノ人一不レ足二末法ノ弘法一歟。（主一一九 縮九四五）

と示し、次に神力の結要付嘱の経文を挙げて後、

此十神力以二妙法蓮華経ノ五字一授二與上行安立行浄行無辺行等ノ四大菩薩一。（主一二〇 縮九四六）

と説かれているを見るべきである。

内証仏法血脈（文永一〇、二、一五 五二歳）は妙法蓮華経宗の本仏開立の旨を説き、この妙法蓮華経宗の本仏より本化へ付嘱され、これが宗祖日蓮大士へ直授された旨を説く。このこと本尊鈔に至って強調するところである。往見。

妙法曼陀羅供養事（文永十年）　この書に

宗祖一代における折伏について

此曼陀羅は文字は五字七字にて候へども[二式]。（縮九二五 定六九八）

といへるは、曼陀羅本尊の正体は所開なる本仏釈尊でなく能開たる南無妙法蓮華経の首題であることを示すもの、このこと本尊鈔に至って委細に正説するところである。本尊鈔一部この意である。

さて本尊鈔における折伏の対象たる仏法は天台宗の外、法相・三論・華厳・律・真言で、これらを天台宗の立場より批判し（主一〇四 縮九三七）、その中特に華厳・真言の依経たる華厳経・大日経に対しては、本門法華経の立場よりして

本有ノ三因無レ之 以レ何定ニ仏種子一。（主一〇五 縮九三八）

と破し、総じてこれら七宗に対しては

爾前迹門ノ円教 尚非ニ仏因一……何況 華厳・真言等ノ七宗等ノ論師人師ノ宗。…… 設法称ニ甚深一未レ論ニ種熟脱一。還同ニ灰断一 化無ニ始終一是也。（主一一三 縮九四二）

等と破するのである。しからば天台宗に対してはどうかといへば、

像法ノ中末ニ観音薬王示ニ現シ南岳天台等ト出現 以ニ迹門一為レ面 以ニ本門一為レ裏 百界千如一念三千尽ニ其義一。但論ニ理具一事行ノ南無妙法蓮華経 五字並ニ本門ノ本尊未ニ広行一之。（主一二二 縮九四七）

と、末法の宗旨たる本門仏法の立場よりこれを評破しているのである。

然らば末法における本化菩薩の弘経の化儀はどうあるべきかを説いて

当レ知 此四菩薩現ニ折伏一時 成ニ賢王一、誡ニ責愚王一、行ニ摂受一時 成レ僧 弘ニ持正法一。（主一二二 縮九四八）

と示されている。これは涅槃経（金剛身品第五）の有徳王・覚徳比丘の本事に倣ったもので、在俗の王たる信者は正法を護持せんがために折伏を行じ、正法を弘宣すべき僧は摂受を行ずべきであるとする。これ摂折二門を僧俗の身儀を以て分別したものである。俗たる王者（実は武人）は武器を執って戦闘することを得ても、本化の僧たる者は武器を執持す

ることを得ず、あくまで無抵抗の振受主義でなければならない。しかし口宣は直説法華で、「不下以二小乗（小・権・迹等の余教）一為上二大乗一（本地の仏法）而為解説」する折伏の説法でなければならないのである。この祖訓を弁へずして末法は折伏なりの一辺のみを知って、他宗の僧俗に対して身を以て実力行動に出ること、これ全く祖誨違反の謗法である。

「如説修行鈔」（文永一〇、五　五二歳　写―日尊　茨木富久城寺）

本鈔は末法における如説修行とは謗法呵責の折伏を行ずることなるを説くもの。凡そ四段あり。

一、末法は三類の怨嫉盛なる故に、折伏を行ずべきことを勧誡する。

二、謗法呵責の折伏を行ずれば、必ず現世安穏の勝用を得ることを明すのである。しかし「天下万民、諸乗一仏乗と成て妙法独り繁昌せん時乃至代は羲農の世とな」ることは、恐らく現世一世には実現し難き永遠の理想であろう。この永遠の理想に向って一歩一歩折伏を行ずべきであるとの意であろうか。

三、当世諸宗の「体内の権は体内の実に及ばず」という能所の勝劣を無視した悪開会を指摘破斥し、正直捨方便の修行をなすべきことを顕す。

四、末法は折伏正意の時国なれば、不惜身命の折伏を行ずれば、必ず霊山浄土に至るべきを説く。しかしこの不惜身命の折伏たるや到底我らの為し得べからざる恐るべき強烈なものである。

以上は宗祖自身の開宗以来現在に至る折伏弘通とその報果たる大値難の跡を顧みて、その心境より弟子たちに折伏を行ずべきを勧誡された現実的な叫びである。従って本鈔は教学の面よりも弘通の面を主旨とせられているから、その折伏は権実相対である。これ当時の実情に即応せる所説であろうか。

「顕仏未来記」（文永一〇、閏五、一一　真（曽）―身延）

折伏弘通の功徳力による自己宿世謗罪の消滅について、佐前においては転重軽受（縮六九三　定五〇七）であったものが、本書

宗祖一代における折伏について

に来れば一生消滅へと進展している。謂く

幸哉一生之内消滅無始謗法（縮九七八 定七四二）

と。而してその法悦と顕望とを記して

悦哉未見聞奉侍教主釈尊。願損我国主等最初導之。扶我弟子等釈尊申之。生我父母等未死已前進此大善。

という。このこと同年の呵責謗法滅罪鈔（縮一〇一三 定七八一三）にも記されている。往見。

「法華行者値難事」（文永一一、一四 真中山法華経寺）

佐渡入国第一書の富木書に「天台・伝教は粗釈し給へども弘残之一大事の秘法を此国に初て弘之」（縮七〇二 定五一六）とあった能折伏の仏法たる一大事秘法が、本尊鈔に来って三大秘法に開示されて、「事行南無妙法蓮華経五字並本門本尊」（主一二二 縮九四七）とて題目と本尊とを示し、後に「此時地涌千界出現本門釈尊為脇士、一閻浮提第一本尊可立此国」（主一二三 縮九四八）といって、戒壇の語を用いずしてその意を示された。この三秘が一具として始めて示されているのが本書である。謂く

天台・伝教宣之（法華経迹門）本門本尊（教主釈尊）与四菩薩戒壇南無妙法蓮華経五字残之（縮一〇二六 定七九八）

と。

以上述べ来った如く第三期は宗祖自ら外に出でて積極的に他宗の謗法を呵責するという対他的折伏でなく、束縛された流謫生活において自己宿世の謗法を感取し、これを懺悔消滅すべきである、そのためにはなお忍難弘教すべきであるという消極的な内面的対自の折伏である。従来外にのみ向けていた折伏の矢は竜口死罪・佐渡流罪によっておの

づと自己へ向けられ自己批判に入ったのである。流人として静かに我が身を内省するとき、「日蓮も過去の種子已に謗法の者なれば……此罪消がたし、何ニ況ヤ過去の謗法の心中にそみけんや。中略いよいよ日蓮が先生（前世）今生（現世）先日（過去世より）の謗法おそろし」（縮八三一定六一六）である、我れは無始よりこのかた無量の謗法罪を犯しているはずである（前引開目抄の文を見よ）、過去の謗法なければかくの如き重大法難に遭うはづがない、既に上下万民の怨嫉を蒙り数々見擯出の難に遭うことは宿世謗法の必然的結果でなければならないと思惟されたのである。安国論上呈後打続く諸法難によって法華経に対する信仰はますます深化し、この信仰の上より感得された結論である。これ全く前期における外向的化儀の折伏は自然と中止されて内向的法体の折伏に入ったわけである。その法体が開本両鈔に開顕された無師独悟・内証妙解の法華経観である。

この独解内証の本門法華経に至る過程は、前言せる如く第一期においては慈覚・智証等による法華・真言と併称された真言化の法華経観であり、第二期に入っては天台法華宗宗祖伝教大師の門人とて天台—妙楽—伝教と紹継せる全く真言を排除せる正統の法華経観である。但し文永八年五月撰の十章鈔より漸く天台・伝教の迹門正意より本門正意に進み、この第三期佐渡に来って始めて自己内証の本門法華経を主張されたのである。その内証本門においても僅か一年の差とは言え、文永九年塚原撰の開目鈔より翌十年一谷撰の観心本尊鈔の方が更に百尺の竿頭一歩を進め前人未踏の最高峰の法華経観に達したのである。

開目鈔における法華経とはその正意は寿量品にして未だ本尊鈔におけるが如き本門八品正意ではないが、梵漢和三国・正像末三時通じて未曽有の法華経観である。同鈔に

一切経の中に此寿量品ましまさずば、天ニ無ク日月一国ニ無ク大王一山河ニ無ク珠　人に神（たましひ）のなからんがごとく等。

（主五五縮七九〇）

宗祖一代における折伏について

と寿量品を強調せられている。本門寿量品を中心正意とせる法華経一部は本門法華経（また二経六段の法華経という）にて、その所顕の教義は前十四品迹門（方便品を実体とす）における二乗作仏と後十四品本門（寿量品を実体とす）における久遠実成の二箇の大事である。二乗作仏は九界衆生の成仏、久遠実成は仏界釈尊の成仏を意味するもの、その成仏の原理は事具一念三千の法体である。この一念三千を説いた文が

爾前・迹門の十界の因果を打やぶって、本門十界の因果をとき顕す。此レ即ち本因（無始の九界）本果（無始の仏界）の法門なり。九界も無始の仏界に具し、仏界も無始の九界に備りて真ノ十界互具・百界千如・一念三千なるべし。（主二六縮七六五）

である。

開目鈔はこの本門法華経を能破の仏法とし、その所詮の一念三千を折伏の基本として諸宗を破斥するのである。一念三千の法理を証得せる仏陀は「但涌出・寿量の二品」に開顕された本因本果具足の久成報身釈尊にして、この久成の釈尊が一切衆生の最初下種の慈父大王である。それにもかかわらず倶舎等小乗の三宗、法相・三論・華厳・真言・浄土・禅等の諸宗皆本尊にまどひこの慈父たる本佛釈尊を崇敬せず、「寿量品をしらざる諸宗の者は畜に同じ、不知恩の者なり」（主五七縮七九二）と呵責し、而して一切衆生成仏の種子はまた寿量所詮の一念三千をおいて他にない。しかるに華厳・真言等の諸宗何れも或は一生成仏或は即身成仏を説くも、「種を（成仏の種）しらざる脱（成仏）なれば超高（秦の始皇帝の時の奸臣）が位にのぼり、道鏡（称徳帝の時皇位を窺窺せし僧）が王位に居せんとせしがごとし」（主五九縮七九三）と破斥し、終に「此経は愚人も仏因を種ゆべし、不求解脱解脱自至等云云」（主八七縮八一九）と本門妙法の成仏を結せられたのである。

本尊鈔に主張せられた法華経とは開目鈔より進展したもの、法華経一部中涌出品より嘱累品に至る本門八品を中心とせる法華経にしてこれを今本門八品体内の法華経、また本地法華経と称する。この八品体内の法華経に滅後末法の我等衆生に与うるための上行付嘱を説き、上行付嘱の所詮を万法具足の南無妙法蓮華経の五字七字とする。前の開目

鈔の

本門法華経―┬―宗教―寿量品
　　　　　　└―教義―久遠成道
　　　　　　└―所詮―一念三千

は所開（別）にして本尊鈔をあらはす前方便であり、本尊鈔の

本地法華経―┬―宗教―本門八品
　　　　　　└―教義―上行付嘱
　　　　　　└―所詮―南無妙法蓮華経

は能開（総）にしてその終極とする。このこと本尊鈔に

在世ノ本門ト末法之初ハ一同ニ純円也。但シ彼ハ脱此ハ種也。彼ハ一品二半此ハ但題目ノ五字也。（主一一二）（縮九四二）

とて、両者内容の相違が明されている。また本尊鈔結文の一念三千は所裏（所）、妙法蓮華経は能裏（総）なる旨拝すべし。

以上の如く開本両鈔に総別・能所の別ありといえども、本尊鈔は開目鈔に同じく一念三千の成仏の種子を以て基本として「爾前・迹門ノ円教ハ尚ホ非ニ仏因ニ」（主一一三）（縮九四二）とて諸経・諸宗を破するのである。開目鈔所明の一念三千（別体妙法）は我等衆生にとっては既に本来具足せる性徳本有の種子にして、我等これを覚知（証）すべき法体なれども、本尊鈔所明の妙法蓮華経（総名妙法）は当に修徳に下種すべき成仏の教法であることを知らなければならない。これを知らなければ何故宗祖が常に信心・唱題を勧進せられたかを理解することができないのである。聞法・信心・唱題の信行観が当為修徳の下種である。さて今述べた観心本尊鈔に創闡せる最高仏法の本地法華経が次の身延期に入っても何ら替る

ことなく、依然として諸宗折伏の能破の仏法たるを意得べきである。

五、第四期　身延隠栖中

宗祖の身延入山は「日本国の亡びんを助けんがために三度諫め」たが、幕府はこれを用いざる故に「御用ひなくば山林にまじわるべきよし」（主一四一八　定一一五五）の掟に随ったのである。勿論これは外面的理由で、その内面的理由は自ら既に実際的折伏弘通を果し畢り、「不駆遣者仏法中怨」の責を免れ得た故に、今後は自己の所懐を書き遺し以て門弟たちに折伏弘通を勧誡せんがためである。されば一旦山谷に遁栖した以上「人目には遁世のやうに見えて候へば、なにとなく此山を出でず候」（主二四七　縮一五一一）とて、師の道善房の遷化にも下山されなかったほどであるから、能動的実際上の折伏は終止したのであるが、山中にて時勢の成行殊に蒙古の襲来、国家の存亡を静観すると同時に、我が内証の法華折伏の意義とその行軌を著作・消息を以て門弟たちに指南されたのである。その諸宗破斥・法華顕揚の折伏の筆鋒は鋭く、その論法はいよいよ明確且つ詳細を極めている。されば この期は紙上の折伏なる故に折伏が家の摂受という所以である。

「法華取要鈔」（文永一一、五、二四　五三歳　真―中山、法華経寺　写―日興筆、大石寺）

一閻浮提皆為二謗法一了。為二逆縁一但限二妙法蓮華経五字一耳。……我門弟順縁、日本国逆縁也。（主四一四　縮一〇四二）

日本国の逆縁の衆生に与うる仏法は

日蓮捨二広略一好二肝要一。所謂上行菩薩所伝妙法蓮華経五字也。（主四一五　縮同上）

と。これに対して隆師は

三学断絶の悪人なれば順縁と云へども微少の機根なり。況や一向の謗者をや。然るに此の如き根機に妙法蓮華経を

下種せしむること、熟脱の行儀を以て之を示すべからず。広略を捨てて要を取り要法の行儀を示すべきなり。要法とは本門の妙法蓮華経なり。本門の妙法顕れば自ら爾前・迹門、一時に滅尽するなり。故に法体に折伏を具足せり。（宗全一七）

と釈せられている。下種には要法を説くべきである。要法を説くこと自体、法体折伏の行儀である。

「異體同心事」（文永一一、八、六）

此の書山川博士は弘安三年八月とすべきであるといい（聖人伝十講新潮本下一一二）、浅井要麟師は建治二年七月よりほど遠からぬ以前の御書であるといっている（解題二三〇）

もうこ（蒙古）の事すでにちかづきて候か。我国のほろびん事はあさましけれども、これだにもそら事になるならば、日本国の人人いよいよ法華経を謗じて万人、無間地獄に堕ツべし。かれだにもつよ（強）るならば国はほろぶ（亡）とも謗法はうすくなりなん。……当時はなげくとも後は悦ビなり。……蒙古国は……天の御使として法華経の行者をあだむ人人を罰せらるるか。（縮一〇五五定八三〇）

「蒙古の事すでに近づきて候か」というは、文永の役ではなく当に来るべき蒙古の変である。当時の蒙古の勢力頗る強大にして来攻するならば、我国は必ず亡びるであろう、しかし日本国の謗法は漸く稀薄となるであろうと。ここにも宗祖の始終一貫せる法主国従・仏法第一義の思想が現れている。「国亡ぶ」とは北条幕府の退陣、北条一門の没落である。「我国のほろびん事はあさましけれども」、「国亡ぶとも謗法はうすくなりなん」というは方に将来への予言である。北条幕府は蒙古の来寇で多くの軍費を使った上、諸大社諸大寺の敵国降伏の祈願料がかさみ、且つ沿海の防備は依然として怠ることができず、国民に課する重税は北条氏をいよいよ没落の淵へ追いやり、加うるに高時の如き暗愚な執権が出づるに及んで北条氏は完全に政権を失ったのである。その後日像菩薩の帝都開教・法華宗弘通の公

許を得てより漸く法華正法の広布となり、事実謗法は薄くなったのである。

「蒙古国は天の御使として法華経の行者をあだむ人人を罰せらるゝか」の文は、建治元、五、八の「一谷入道御書」に「此国の者は一人もなく三逆罪の者也。是は梵王・帝釈・日月・四天の、彼の蒙古国の大王の身に入らせ給て責め給ふ也」（縮一一八二定九九六）という同意の文あり。これ建治元、六の撰時鈔に出づる隣国の聖人の思想にして、これ法華正法の広宣流布の先序として隣国の聖人たる蒙古の大王が我が国の謗法を治罰するという意である。

「主君耳入此法門免與同罪事」（文永一一、九、二六）

この書は四条金吾が主君江馬光時に法華経の法門を勧説したが、主君光時はこれ聴き容れなかった、しかし謗法者の主君に法華信仰を勧むるは臣下としての務である、殿は今この大善を敢行したのであるから與同罪は免れ得たのであるぞと称讃せられたのである。佐前より涅槃経の「若善比丘見二壊レ法者一置不二呵責駈遣挙処一当レ知是人仏法中怨」の文を引いて、仏法中怨の責を免れんがために他の謗法を呵責すべきであるということを屢々説かれているが、未だ当時の法律用語たる「與同罪」の語を用いていない。この書において始めて出ているのである。

心は日蓮と同意なれども身は別なれば、與同罪のがれがたきの御事に候に、主君に此法門を耳にふれさせ進せけるこそありがたく候へ。今は御用ひなくもあれ、殿の御失は脱れ給ひぬ。此より後には口をつつみておはすべし。

（縮一〇五九定八三四）、頼基陳状（縮一六一三定一三五八）併見。

「與同罪」はもと律令時代の刑名で、主犯に連坐して主犯と同じ刑罰に処せらるる罪である。即ち主犯が死刑なればその與同罪も死刑、主犯が流刑なれば與同罪も流刑となるのである。與同罪はつまり謀反の共犯罪の意、宗祖はこれを謗法罪の上に転用せられたのである。筒御器鈔に云く

譬へば我は謀反を発さねども謀反の者を知て国主にも申さねば、與同罪は彼の謀反の者の如し。南岳大師云ゲ法華

経の𨻶を見て不二呵責一者は謗法の者也。無間地獄の上に堕んと。見て申さぬ大智者は無間の底に堕て彼の地獄の有ん限は出づべからず。（縮一九三八　定一七三九）

と。

「新尼御前御返事」（文永一二、二、一六　五四歳　真（曽）―身延）（あまのり抄）

本書は安房国の旧知の領家、姑の大尼とその嫁の新尼から海苔を送られたのに対する礼状で、法義上重要なる起顕竟の法門が存する書である。書中に

末法の始に謗法の法師、一閻浮提に充満して諸天いかりをなし、彗星は一天にわたらせ大地は大波のごとくをどらむ。大旱魃・大火・大水・大風・大疫病・大飢饉・大兵乱等の無量の大災難並びをこり、一閻浮提の人人各各甲冑をきて弓杖を手ににぎらむ時、諸仏・諸菩薩・諸大善神等の御力の及ばせ給ざらん時、諸人皆死して無間地獄に堕ること雨のごとくしげからん時、此五字の大曼荼羅を身に帯し心に存せば、諸王は国を扶け万民は難をのがれん。乃至後生の大火炎を脱べしと仏記しをかせ給ヒぬ。（縮一〇九一　定八六七）

というまことに激越とも見られる確信に充ちた語句である。しかしこれ宗祖の衷心より発した金剛信の叫びにして、信徒たる新尼に対して当に来るべき蒙古来寇を構へての安住心不乱の覚悟を促したものである。「謗法の法師、一閻浮提に充満して諸天いかりをなし」式は諸天の一国謗法の治罰を説いたもの、「五字の大曼荼羅を身に帯し」以下は曼荼羅本尊妙法蓮華経の経力を顕したものである。諸天が法華経の行者を擁護するという諸天擁護説は従来の思想であるが、諸天が謗法を治罰するという諸天諫誅説は恐らくこの身延期に入ってからの考へ方であろう。

「神国王御書」（文永一二、二　真―京都妙円寺）

宗祖一代における折伏について

本書は題名の如く我が国家と国神と国王とより説き始め、次で仏教諸宗の伝来の次第を明し、真言宗の習伝に説き及んで、何故　安徳天皇は寿永の乱にて西海に沈み給ひ、承久の乱にて　三上皇が遷流せられしかと疑を挙げ、これに答へてその理由は真言師の真言の邪法をもって祈祷せるに由るものであると真言宗を厳しく批判し、ここに仏法の邪正と国家の興亡との関係を説き、故に国家を滅する者は破法の高僧等である等と説き、最後に正法を行ずる「法華経の行者」なる自身に諸天が仏前の誓言を果さんがために擁護すべきだと促すのである。

さて宗祖の寿永・承久の両事変に対する疑問とこれに対する解答を示すについて、先づ世人一般の常識的な浅薄なる仏神と国家との観方を挙げて疑問を発し、次はこれに対する宗祖自身の内証的見解として仏法と国家との関係を説いて解答をせられているのである。謂く

人王八十一代をば安徳天皇と申。高倉院の長子、母は太政入道の女建礼門院なり。此の王は元暦元年乙巳（実は元暦二年にて寿永四年）三月二十四日八島（実は壇ノ浦）にして海中に崩じ給き……

人王八十二代は隠岐法皇と申、高倉の第三の王子、文治元年丙午（実は文治二年）御即位、八十三代には阿波院、隠岐法皇長子、建仁二年（実は建久九年）に位を継給。八十四代には佐渡院、隠岐法皇第二王子、承久三年辛巳（承元四年庚午）に王位につき給、同き七月（承久三年）に佐渡の島にうつされ給。此の二三四の三王は父子也。鎌倉の右大将の家人義時にせめられさせ給へる也。

此に日蓮大に疑云、仏と申は三界の国主大梵王・第六天の魔王・帝釈・日月・四天・転輪聖王・諸王の師也主也親也……神と申は又国国の国主等の崩御し給へるを生身のごとくあがめ給。此又国王・国人のための父母也主君也師匠也。……

しかるに我日本国は一閻浮提の内、月氏漢土にもすぐれ八万の国にも超たる国ぞかし。乃至此日本国は外道一人も

なし。其上神は又第一天照太神・第二八幡大菩薩・第三は山王等の三千余社、昼夜に我国をまほり朝夕に国家を見そなわし給。其上天照太神は内侍所と申明鏡にかげをうかべ内大裏にあがめられ給、八幡大菩薩は宝殿をすてて主上の頂を栖とし給と申。

仏の加護と申神の守護と申いかなれば　彼の安徳と隠岐と阿波・佐渡等の王は相伝の所従等にせめられて、乃至いかにとして彼彼四王は王位をおいをとされ国をうばはるるのみならず、命を海にすて身を島島に入給けるやらむ。天照太神は玉体に入かわり給はざりけるか、八幡大菩薩の百王の誓はいかにとなりぬるぞ。（縮定一三五二八八一）

等という。世間の通念・一般の常識では仏は梵王・帝釈等諸王の主師親、神は国王・国民の主師親にまします。その上我が日本国は別しては三国中の第一、総じては八万超勝の国である。この国を三界の主師親たる仏も国家の主師親たる神も昼夜朝夕に守護せられているという。御文にある「と申す」の語は世間の通念・一般の常識であって皮相的なもの、宗祖御自身の観察ではないこと、安国論における「客曰ク」と同様である。この世人の外相的観方によれば仏の加護と申し、神の守護と申し、また国家の殊勝といい、まことに申分がない。しかるに何故　安徳天皇は西海に沈み給ひ　隠岐等の三上皇は遷島され給うたのか。こんな前代未曽有の不祥事が何故に現実となったのか、まことに不可思議ではないかと宗祖が疑はれたのである。

以上の疑に対する宗祖の解答は世人の皮相的短見を説破する根元的なものである。「仏法に付きて国も盛へ人の寿も長く、又仏法に付て国もほろび人の寿も短かるべし」（縮定一三五七八八五）で、王法の興亡は必ず仏法の邪正に由るものである。大体寿永・承久両変において京方が惨敗したというのは真言邪法の祈祷に頼ったからである。寿永の変の時は叡山においては明雲座主を始として三千の大衆が五壇法（五壇を設けて修する大法）を修して戦勝を祈誓し、承久の変の時は叡山にては慈円僧正が真言秘法をもって祈祷し、また御室の仁和寺・三井の園城寺等にても種々の秘法をもって祈願し

た。ところが鎌倉方は頼朝も義時も何ら調伏の祈祷もしないのに大勝したのである。「仏法を流布の国主とならむ人人は能く御案あって後生をも定め御いのりも有るべき歟」（縮一三五六 定八八五）である。

凡そ国を亡ぼすものは三衣一鉢を帯せる六通の羅漢の如くなる高僧にして、彼が邪法をもって正法を失う故に梵釈等諸天瞋（いかり）をなしその国に天変地夭等を発して諫めんにその諫を用いずばなお七難並び起りその国父母・兄弟・王臣・万民互に大怨敵となって相争い、遂にその国亡び、結句は他国より攻めさせるものであると説くのである。されば国主（政権保有者）が国を亡ぼすのも他国より攻めさすのも、自界叛逆・他国侵逼の二難共に謗法に対する諸天の諫誅であるというのである。

「撰時鈔」（建治元、六 五四歳　真―玉沢妙法華寺 外四ケ所）

本鈔は題号の如く「夫れ仏法を学せん法は必ず先づ時をならうべ」きで、滅後正像末に経て三国の仏法の流伝について述べ、結論として第五の五百歳たる末法の始は正しく一大深法たる妙法蓮華経の広宣流布の時なることを顕したものである。撰述の次第を見るに最初に大集経の五箇五百歳を挙げてこれに従い正像末三時を経て漢土・日本の仏法の渡来・流伝を説き、正法前期に迦葉・阿難等小乗を弘めしも、正法後期に馬鳴・竜樹等権大乗を弘めしも、また像法に入って仏法漢土に渡来して後天台智顗が法華宗を開立し円定・円慧を弘宣し、その後法相・三論・華厳・真言等興り、像法四百年代日本に仏教渡来し、上宮王子　浄名・勝鬘・法華の三都を鎮護国家の経典と定め、その後三論・成実・法相・倶舎・華厳・天台・律等渡来し、像法七百五十年の頃、最澄出でて天台法華宗を建立し天台大師の弘め残せる円頓戒を興すも、皆第五の五百歳に至って本門法華経の大白法が広宣流布するの先駆なることを説く。その本門法華経の大白法を弘むる者は「閻浮第一の法華経の行者」日蓮なる旨を顕し、その時諸宗謗法の人師何れもこの法華経の行者を怨嫉する。その能障は諸宗の中特に念仏・禅・真言の三宗であるが、三宗中殊に能迷の人は伝教大師の正

統天台に属しながら法華経を下す慈覚・智証・安然・慧心等の謗法者である。されば蒙古調伏に真言師を用うならばいよいよ地動・彗星の大難起り遂に国家は滅亡するであろうと警告する。しかし彼等の謗法なくんば自界叛逆・他国侵逼の大難起らず、この難起らずんば日本一同「日蓮の御房助け給へ」という声も生ぜず、従って南無妙法蓮華経の深法は興立されないのである。この故に彼の念仏・禅・真言の謗法も、この謗法に由て起るところの自叛・他逼の大難もおのづから妙法蓮華経出現の瑞相である。その妙法蓮華経を死身弘法する第一人者は日蓮であると説くのである。

本鈔は撰述の時点において何時現実化するかわからない蒙古来寇を控えての、宗祖自身の信仰を吐露する著述だけに、その語句に極めて強烈なる箇処がある。今一国の謗法折伏の隣国の聖人の文を引こう。隣国の聖人の文は二箇処で、一は第五五百歳に至って大白法たる妙法蓮華経興立の前提として、二は妙法蓮華経能弘の上行出現の先兆としてである。今は初の文である。謂く

彼の大集経の白法隠没の時は第五の五百歳当世なる事疑ひなし。但し彼の白法隠没の次には法華経の肝心たる南無妙法蓮華経の大白法の、……王々ごとに臣下並に万民までも、今日本国に弥陀称名を四衆の口々に唱フルがごとく広宣流布せさせ給フべきなり。……（コノ間証文ヲ引ク）……文の心は第五の五百歳の時悪鬼の身に入る大僧等国中に充満せん。其時智人一人出現せん。彼の悪鬼の入ㇾる大僧等、時の王臣・万民を語らひて、悪口罵詈、杖木瓦礫、流罪死罪に行はん時、釈迦・多宝・十方の諸仏、地涌の大菩薩らに仰せつけ、大菩薩は梵・帝・日月・四天等に申ゞくだされ、其時天変地夭盛なるべし。国主等其のいさめを用ずば隣国にをほせつけて、彼々の国々の悪王悪比丘等をせめらるるならば、前代未聞の大闘諍一閻浮提に起るべし。其の時日月所照の四天下の一切衆生、或は国ををしみ、或は身ををしむゆへに、一切の佛菩薩にいのり（祈）をかくるともしるし（験）なくば、彼のにくみ（憎）

つる一人の小僧を信じて、無量の大僧等・八万の大王等・一切の万民、皆頭を地につけ掌を合わせて一同に南無妙法蓮華経ととなうべし。例せば神力品の十神力の時、十方世界の一切衆生一人もなく、娑婆世界に向ッて大音声をはなちて南無釈迦牟尼仏〳〵、南無妙法蓮華経〳〵と一同にさけびしがごとし。（主一一三〇縮一一九三）

と。この文実に万法総在の根源一乗たる南無妙法蓮華経と主客一如・不二一体となれる宗祖深信の表現である。文中の「智人一人」は宗祖自身であることはいうまでもない。大白法たる南無妙法蓮華経の広宣流布する端緒はこの智人一人である。末法の始に悪鬼入其身の悪僧等、国主・王臣・万民を語らって、この一人を悪口・罵詈等し流罪・死罪に行はん時、釈迦・多宝・諸仏は地涌菩薩に仰せつけ、この菩薩は梵釈・四王等諸天に申下して諫をなさしめ、その諫を用いなければ諸天は隣国の聖人に仰せつけて、それらの悪臣・悪比丘を責さしむる故に前代未聞の一大闘争が起り、遂に彼等は一人の智人に帰依して南無妙法蓮華経と唱うるであろうというのである。諸天諫誅の根源を尋ぬれば本化四菩薩の功用に在り、その菩薩の功用は釈迦・多宝等の仏の功力（仏力）に帰し、その仏力は根本大法たる南無妙法蓮華経の功能（経力）に結帰する。されば彼等南無釈迦牟尼仏・南無釈迦牟尼仏、南無妙法蓮華経・南無妙法蓮華経と唱うべしというのである。

今掲げた御文を拝すれば諸天の諫誅に由る謗法対治はその根源は妙法蓮華経の経力にあり、妙法蓮華経それ自体に謗法呵責の功能を具足するのである。これ蓮華三譬また十重顕本の破迹顕本・廃迹立本の意にして法体折伏の義である。破迹顕本と廃迹立本は同義にして唯これ機教の相異、即ち破迹は教法に約し廃迹は機情に約するの異のみ。凡そ妙法蓮華経に相待・絶待の二妙を具す。開迹顕本は絶待妙にして摂受の義、今の破迹・廃迹の二顕本は相待妙にして折伏の義である。宗祖の行ずる折伏は自恣的なものではなく法体法爾の然らしむるところである。この法義を弁へざる者宗祖の遺文を見て、日蓮はまことに不謙不遜の傲慢なる態度ではないかと評するであろう。宗祖の折伏的言動は

妙法蓮華経と宗祖と能信・所信人教一如、経力・信力感応一体となった本化上行の境地より発したものであることを知らなければならない。

さて日隆聖人は十神力の第八咸皆帰命を釈して、

此の人（今の咸皆帰命は主として人一を表す）とは教一（前の空中唱声は主として教一を表す）の如く迹中の三学六度万善万行を破迹顕本して十方三世の諸仏を本地の釈迦一仏に會し、一切の迹化他方の諸菩薩二乗等の九法界を本化上行に會す、上行は是れ本因妙、本因妙は即本果妙の釈尊、此の本因本果同體の南無釈迦牟尼仏・南無釈迦牟尼仏と之を唱へ、前の教一の「名妙法蓮華」と教人合すれば、南無釈迦牟尼仏・南無釈迦牟尼仏、南無妙法蓮華経・南無妙法蓮華経と之を唱ふるに成るなり[五五]。

日道仰せに云く、此の二重の仏名は、初の南無釈迦牟尼仏は本果妙の釈迦なり、後の南無釈迦牟尼仏は本因妙の釈迦なり。是れ即ち本門の意は教弥実位弥下して従果向因し玉ふ故に、釈尊も上行要付の会場には本果妙より本因妙に出でて末代易行の本尊と成るなり。故に二重の称名これあり[五六]。

仍て此の南無帰命の義は、滅後末法に至って日本国中の信謗の一切衆生に広布の時、南無日蓮大菩薩と唱へ奉れば、悉く弟子の信者と成るべき人一を表するなり。撰時鈔の如し[五七]。（隆全一〇五二〇）

という。日道聖人の指南によれば二重称名の中の初の称名は本果妙の釈尊、後の称名は本因妙の釈尊にして、これ従果向因の意である。この意を以て次の二重の唱題を釈すれば初の唱題は別体の妙法蓮華経、後の唱題は総名妙法蓮華経にして、これ別を摂して総に帰する総総於別の意、本尊鈔結文の如きであると解すべきである。

以下の諸書、謗法治罰に関する記述は相当多くあるが、これまで述べ来ったものと同趣旨であるから省略すること

とする。この期における折伏は紙上の折伏・謗法の筆誅で、これ宗祖自身の信念の披瀝であると同時に門下に対する法華宣布の勧告である。宗祖の折伏論は最初より単なる個人的謗法呵責を問題とするものでなく、主として国家の謗法呵責を云云するものであるが、この一国謗法対治も第一期におけるが如き専ら経証を依拠とせる理論的なものより漸次具体的となり、この期に来っては何時か現れんとする蒙古来襲事変と絡んで、一層具体的に現実的に鋭く論述されていることが特色であろう。

結　論

宗祖一代の折伏弘経を論ずるのに、その一代を先づ身延以前と身延隠栖とに分ち、次に身延以前を佐前と佐渡とに分ち、更に佐前を二期に分って全四期としたことは前述のとおりである。

第一期の折伏は法華経よりも主として涅槃経に拠るもので、宗祖は此経の所説に従って安国論を上呈し、幕府に政治権力をもって法然の念仏を停止せよ、然らずんば自叛・他逼の二難起って国家は亡びるぞと諫暁せられた。故にこの期の折伏は宗祖自らの折伏ではなく政権保有者たる王者をして謗法を禁断せしむるという依他的・消極的折伏であって、折伏というよりもむしろ摂受行であったといえよう。しかしこれは涅槃経の俗たる王者は折伏、僧たる弘教者は摂受という規範の上からの論で、法華経の上よりいえば正しく折伏である。僧たる者は武器を帯することが許されずあくまで無抵抗主義で口に正法を宣説すべきである。その口説は「俱楽受二持大乗経典一乃至不レ受二余経一一偈一」（譬喩品）、「不下以二小乗法一答上但以二大乗一而為解説」（安楽行品）等とあるように、但令用実・直説法華でなくてはならない。これが化法の折伏である。この点より涅槃経を見れば彼は却て更許権門・双用権実の摂受である。

而して第一期の所破の仏法は専ら法然が主張の念仏宗であり、その能破は慈覚・智証によって密教化せる法華経である。この法華経は従因至果・従下向上の道法を要せず現実諸法をそのまま肯定せる無作本覚を内容とせるもの。この立場より現実を逃避し弥陀浄土を欣求する現実否定の念仏宗を破斥するのである。

第二期に入るや松葉谷焼撃・伊豆流罪・小松原迎撃の法難を体験することによって前期における涅槃経に拠る依他的折伏はいよいよ積極的となり自ら外に出でて折伏弘経するという自主的折伏となった。その折伏の根拠は法華経迹門流通の勧持品でその行相は三類忍受の弘経である。宗祖は諸法難忍受の体験によって「法華経の行者」・「本朝沙門」、この両者が合して「日本第一の法華経の行者」の自覚に達し、これに伴ひ慈覚・智証を離れて「根本大師門人」として伝教大師に直結したのである。ということは覚・証の密教化の法華経より天台・妙楽・伝教と紹継せる純正法華に帰一したのである。しかしこの法華経たるや未だ自己内証の本門法華経ではなく迹正本傍の迹門法華経、その行法は実相観の難行たるを免れ得ない。この法華経がこの期における能破の仏法にしてその所破は南都旧宗の外法然の念仏・大日能忍の禅・善無畏の支那真言・極楽寺良観の真言律・建長寺道隆の外来禅等である。その呵責の意はわが日本相應の仏法は「十方仏土中唯有一乗法」の法華経にして、これらの諸宗何れも外来のもの、日本国不相応の佛法なりとして破斥せられたのである。

この期の終り竜口死罪を体験された宗祖は折伏忍難の理論書たる迹門流通の勧持品より、更に実践的忍難弘通を説く本門流通の不軽品を亀鑑とするようになり、従って法華経口読の上に身読を強調し従前の他の謗法呵責を専らとしていた上に、自己宿世の謗法を認識するようになった。即ち従来の対他的折伏より対自的折伏へと入ったのである。

第三期に入るや、従来の「法華経の行者」に対する再吟味が始まった。ということは「法華経の行者」の自覚はす

でに伊豆流罪を体験して始めて感得したものであったが、その後重畳せる法難に由てさて自己は果して経文に符合せる真の法華経の行者なのか否かと疑はれて来たのである。この疑は日蓮自身の疑であるばかりでなく、日蓮に従う門弟達また日蓮を目する世人の疑でもある。この自他の疑は是非とも生存中に解決しておかなければならない重大問題である。宗祖はその解答のために佐渡入島直ちに筆を執り開目鈔二巻に一気呵成に論証せられたのである。

我が身、法華経の行者にあらざるか、此疑は此書の肝心一期の大事なれば処々にこれをかく上疑を強くして答をかまうべし。（主三六縮七七四）

「我が身法華経の行者にあらざるか」の疑の生ずる所以はこうである。

一、法華経の行者は経文の如くならば、現世安穏・後生善処でなくてはならない。しかるに日蓮は現世安穏どころか、ますます死罪・流罪等の重科に遭うではないか。

二、法華経の行者には必ず擁護するという諸天の仏前の誓言がある。しかるに日蓮を何故守護しないのか。

等である。これが解答として宗祖は自己宿世の謗法罪を認めるに至ったのである。日蓮今生に三類に悪口・罵詈せられ擯出・死罪・流罪の重科に行はれるのは、過去の世々において無量の謗法罪を造って来た当然の報果であると自己の謗法を認識されたのである。これが真の「法華経の行者」としての求道的意識である。佐前においては他の謗法を呵責するという対他的折伏であったが、この佐渡流謫を体験して始めて自己を謗法者と認め、以て我が身を呵責するという対自的折伏となった。しからば自己の謗法を如何にして折伏しその謗罪を消滅するかという方法は如何、この悪世において一層他の謗法を呵責し以て三類の怨嫉に遭い、その苦難を忍んで妙法弘通に挺身すること、その忍難弘通の功徳力によってますます自己宿世の謗罪を招き出し以てこれが消滅を期するという法滅菩提心となったのである。

佐前における「法華経の行者」は他より加えられる三類の怨嫉を忍受する者という意であったが、佐渡に来ってのそれは自己の謗罪を認めこれを消滅せんがためにますます折伏弘経を行ずる者という意である。つまり迹門的行者より本門的行者に進展したのである。

しからばこの真の「法華経の行者」を諸天は何故守護しないのか、それは諸天この謗法悪国を捨てて天に帰り給う故に正法を弘通する行者に守護しないのであるという。

以上大体開目鈔に明されたところであるが、これがこの期における折伏の行相であり、折伏を行ずべき理由である。ではこの期における折伏の対象たる所破の仏法は従来のとおり法相・三論・華厳・念仏・禅・真言である。真言破斥は初は善無畏・不空の支那真言と日本の弘法の義であったが、文永九年の祈祷鈔に至って台密の慈覚比判が始まっている。

能破の仏法は文永九年二月の開目鈔と翌十年四月の本尊鈔とでは進歩の差がある。このこと既に述べたところであるが、今要を以てこれを言はば開目鈔所撰の佛法は寿量品を中心とせる本門法華経、その所明の教義は記小・久成の二箇の大事、所顕の本尊は久遠成道の本仏釈尊、その所詮の法体は事具一念三千であるが、本尊鈔では八品を中心とせる本地法華経、その所顕の教義は上行付嘱、その所詮の大法は依正万法総在の南無妙法蓮華経である。従って開目鈔所詮の教（本門寿量品）・法（事の一念三千）・人（久遠成道の釈尊）は所開（別）、本尊鈔所説の教（本門八品）・法（南無妙〇経）・人（従果向因の本仏）は能開（総）である。

この能破の佛法より所破の諸宗を破斥する基準は、既述の如く開本両鈔の撰述の趣旨に能所・総別の相違があるが、大体において両鈔通じて化道の始終・種熟脱の三益である。本尊鈔に「爾前迹門尚非二仏因一乃至未レ論二種熟脱一還同二灰断一」（主一一三）（縮九四二）というはこれである。

ただ本尊鈔において注意すべきは、護法の賢王は折伏を行じて愚王を誡責し、宣教の僧は摂受を修して正法を弘説すべきだという記述のあること、これ涅槃経に準じて身儀を以て摂折を分別したものである。

以上第三期の折伏は従来の如く外に出でて説法するという積極的対他の折伏ではなく、佐渡の流謫生活における内面的対自の折伏であった。

第四期　身延在山中には既に文永の蒙古来寇があり、それに引続いて再び蒙古は来寇するであろうという国家挙げて戦々兢々たる不安の時代であった。宗祖自身は一旦入山した以上如何なる事が出来しても下山しないという覚悟であったから専ら摂受を修したのであるが、国家将来のため一国を法華正法に帰せしめんとして、著述・消息等を以て謗法対治の折伏を示されたのである。故にこの期を折伏が家の摂受とするのである。この期にあらはれている思想を見るに、一に「我が門弟は順縁なり、日本国は逆縁なり」で、一国を謗法なりと明確に規定したこと。二に従って一国の謗法を対治しなければ自ら国家滅亡の謗者に與する與同罪であること。三に国家の謗法対治は個人の折伏によるのではなく、隣国聖人の治罰によるということである。

隣国聖人の治罰はこれ諸天の諫誅であり、その根源は妙法経力より生じたものである。妙法蓮華経の功徳が釈迦・多宝二仏の功能となり、釈迦・多宝の功能は本化四菩薩の功力となり、本化菩薩の功力は諸天の守護力となり、諸天は国家を滅亡より救はんとして諫めをなして隣国の聖人を遣はして謗法を治罰するのであるというのである。従来は諸天は折伏を行ずる法華経の行者を擁護すべきだという諸天擁護説はあったが、この期に来って謗法者を誅罰するという諸天諫誅説となったのである。この諸天の諫誅はもと妙法蓮華経の経力によるもの、妙法蓮華経の法体そのものに本来待絶二妙の功徳を具する、破迹顕本の相待妙は対治破悪の折伏の意、開迹顕本の絶待妙は為人生善の摂受の意にして今時末法は相待妙折伏を行ずべき時である。仍て宗祖の主張せる隣国聖人の治罰も妙法蓮華経の相待妙の辺の

発現にしてこれ法体折伏の力用であることを知るべきである。

以上要するところ宗祖一代の折伏は第一期の涅槃経による依他的折伏より、第二期の法華経勧持品による忍難弘通の自発的折伏となり、これ対他的折伏であったものが、第三期の佐渡に来って勧持品よりも不軽品正意となり、法難忍受による自己謗罪の消滅という対自的折伏となり、第四期の身延に入っては自身は対外折伏を停止して摂受を行ずるも、紙上を以て主として妙法経力の法体折伏を主張されたのである。

如上の小衲の短見が果して宗祖自ら実践された折伏の真義に即應しているか否かを憂うるもの、故に更に向後研鑽したいと望んでいる次第である。

さて稿を畢るに臨んで私案を掲げておこう。宗祖には法華経に関して起顕竟の法義があるが、今法華経の二処三会の説法を以て宗祖一代の弘経に配するに、佐前の念仏・禅等の謗法呵責の折伏弘経は虚空以前の霊山会、佐渡にあって末法能弘の導師たる自己の本地とその所弘の仏法開顕との人法二箇の開顕は虚空会、身延に入っての門弟・信者への勧誡は虚空を降っての霊山会の弘経と見ることができよう。「中々になお里近くなりにけり、あまりに山の奥を尋ねて」で、凡師日蓮の佐前における折伏弘経は未だ山に入らざる迷妄世界に対する里の説法、佐渡に至って本化菩薩として自身の内証たる本地深奥の世界を開顕せるは正しく虚空会山奥の説法、身延山中にて著作・消息を以ての門家・信者への教化は虚空会を踏破して里に帰っての説法と見ることができよう。

また宗祖の生涯を通観するとき、これ方に涅槃経所説の五行の次第に配することができよう。開宗以前は聖行、佐前の折伏弘経は梵行、佐渡の本地開顕は天行、身延にての教化は嬰児行・病行に相当するのではないかと思はれる。

南無妙法蓮華経　南無妙法蓮華経